# 浜松市公共建築物
# ユニバーサルデザイン指針

浜 松 市

# は　じ　め　に

## 誰もが快適に利用できる施設づくりのために

浜松市では、近年、高齢化の進行や外国人の増加傾向にある中、平成１４年３月に「快適でくらしやすいまち・浜松」の実現をめざして、「U・優プラン（浜松市ユニバーサルデザイン計画）」を策定し、年齢・性別・国籍・身体能力などに関係なく、誰もが安全・安心で快適に過ごすことができるよう総合的、計画的にユニバーサルデザインの推進に取り組んでいるところです。

このような中、公共建築物の整備については、誰もが快適に利用できる施設づくりを進めていくため、設計者、施設管理者、利用者等のまちづくりに携わる方々に対する手引書として「浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定しました。

本指針は、公募による市民をはじめ、ユニバーサルデザインに関する学識経験者や建築関係団体の代表、福祉関係団体の代表とともに検討を重ね、国や県の関連計画や基準の整理を行ない、公共建築物の施設整備に関する設計や管理のポイント、利用者のマナー等を写真や図解でわかりやすくまとめたものです。

今後の公共建築物の整備にあたっては、施設を利用する市民のニーズを的確に把握するとともに、この指針を有効に活用することにより、安全・安心で誰もが快適に利用できる施設づくりを進めてまいります。

この指針の策定にあたり、５回にわたり熱心な議論をしていただいた指針策定部会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆さまに心から感謝を申し上げるとともに、本指針が広く活用され、ユニバーサルデザインによる施設づくりがより一層図られることを期待します。

平成１７年　３月

公　共　建　築　課

－ 目　　次 －


序．指針の目的と活用方法 ..... 1

１ 指針の目的 ..... 1
２ 指針の位置づけ ..... 1
３ 指針の活用方法、役割 ..... 2
４ 当事者参画とスパイラルアップ（継続改善） ..... 2

Ⅰ．指針の基本的な考え方 ..... 3

１ 基本的事項 ..... 3
２ 指針の特色 ..... 6
３ 整備水準の考え方 ..... 7

Ⅱ．UD指針 ..... 8

１ 移動空間 ..... 9
２ 生活空間 ..... 24
３ 情報 ..... 38
４ 共通設備 ..... 45
５ 避難 ..... 49

Ⅲ．管理 ..... 51

Ⅳ．資料 ..... 55

Ⅴ．指針策定の経緯と参考資料 ..... 60

# 序. 指針の目的と活用方法

## 1 指針の目的

市民が利用することの多い公共建築物においては、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設整備が求められています。

また、高齢者、障害者、子ども、妊婦、乳幼児連れ、外国人など多様な利用者が社会参加し、活動できる環境づくりは、「共生社会」を実現するための重要な基盤となります。

そこで、本指針はユニバーサルデザインの理念を踏まえ、どのような配慮が必要かを明確にし、施設整備等のハード面と、施設を管理する側による配慮などのソフト面の両方からの対策方法を示すことにより、誰もが使いやすい公共建築物を持続的に実現していくことを目的とするものです。

## 2 指針の位置づけ

浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針は、浜松市ユニバーサルデザイン計画及び浜松市ユニバーサルデザイン条例（平成１５年４月施行）に基づき、誰もが快適に利用できる公共建築物の整備を誘導していくための指針として位置づけられます。

また、国土交通省が示す「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」などのガイドラインも参考にしつつ、本市独自の状況を加えたものとしています。

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の位置づけ

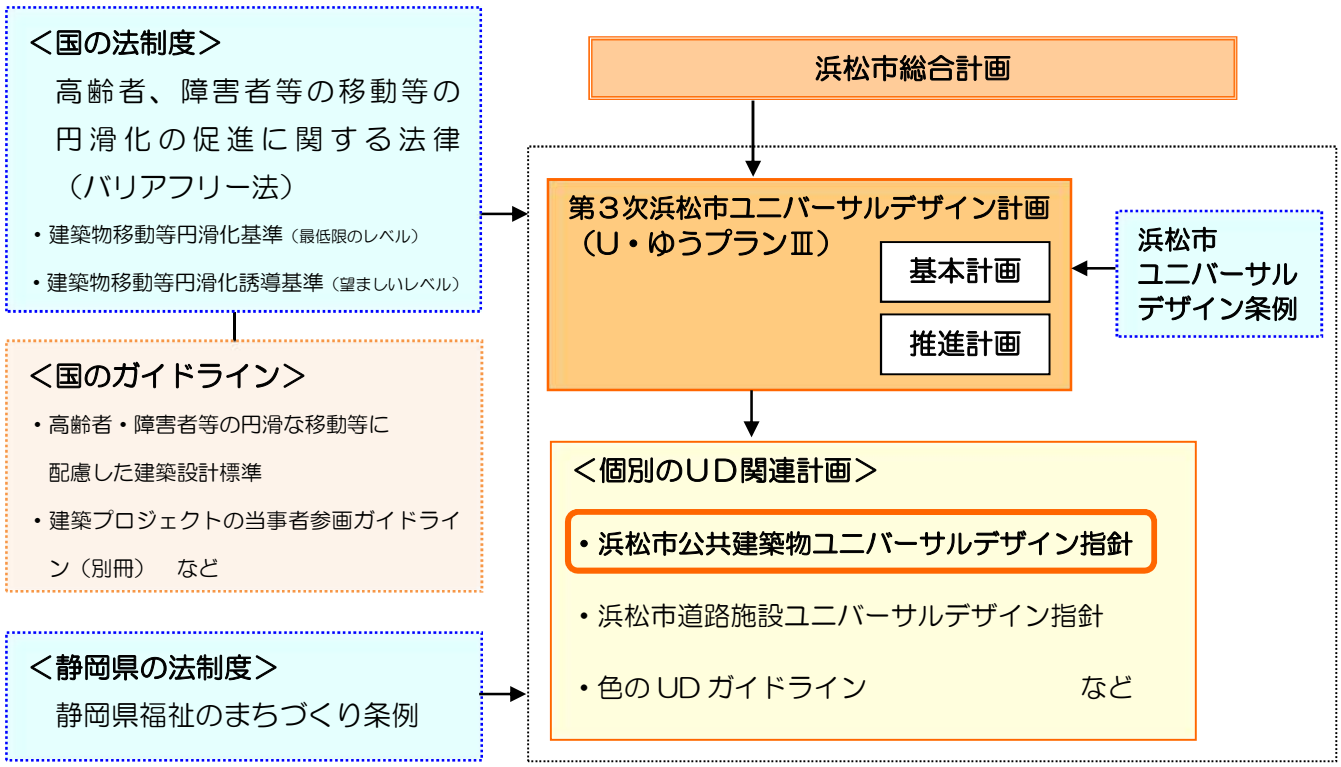

## ３ 指針の活用方法、役割

本指針は、公共建築物の新築・改築・改修を計画・設計する際に、誰もが快適に利用できる環境を整えるためのユニバーサルデザインに配慮すべき指針として活用されるものです。

施設整備に関するハード面に対しては、新築・改築する建築物について、施設用途や利用者属性などを考慮し、本指針に基づいて計画・設計・建設を行います。

また、既存建築物を改修する場合には、ユニバーサルデザインに関する整備方針や優先順位などを十分検討したうえで、本指針に基づいて計画・設計・改修を行います。

ソフト面に対しては、施設管理者を対象に、本指針の周知やユニバーサルデザインに関する教育を行うとともに、施設を利用する市民へのユニバーサルデザインに関する意識啓発を図るものとします。

## ４ 当事者参画とスパイラルアップ（継続改善）

すべての利用者にとって使いやすい公共建築物を整備するため、建築計画の構想から運営において、当事者※参画等を通じて課題を把握し、施設固有の事情や立地に対するユーザビリティを確認するものとします。

また、ユニバーサルデザインは、時代や状況の変化に応じて常に進化していくものであるため、施設利用者の評価や社会の変化を取り込み、具体的な整備の内容について、利用者の視点で検証し、その結果に基づくスパイラルアップ（継続改善）による持続的な施設整備を図ります。

※当事者：高齢者、障害者等を含むすべての施設利用者

# Ⅰ．指針の基本的な考え方

## １　基本的事項

### （１）対象施設の整理

本指針の対象は、浜松市が保有する公共建築物で行う新築（改築）及び既存施設の改修です。

また、本指針の対象となる施設は、浜松市が保有する公共建築物のうち、職員のみが利用する施設（職員宿舎や書庫・倉庫等）、特殊な施設（清掃施設等）、小規模な施設（公衆トイレ等）などを除いた施設です。（表Ⅰ-1 参照）

表Ⅰ-1　公共建築物ＵＤ指針の対象施設

| 施設区分 | 施設用途 | 施設例 | 施設数※ |
|---|---|---|---|
| ①生涯学習施設 | 1）協働センター | 東部協働センター、西部協働センター　等 | 36 |
| | 2）図書館 | 中央図書館、南図書館　等 | 18 |
| | 3）博物館・資料館 | 博物館、犀ヶ崖資料館　等 | 21 |
| | 4）美術館・科学館 | 美術館、浜松科学館　等 | 3 |
| | 5）その他 | 勤労福祉センター、青少年の家　等 | 10 |
| ②福祉施設 | 1）福祉センター・ふれあい交流センター | 福祉交流センター、ふれあい交流センターいたや　等 | 16 |
| | 2）保育園 | 保育園 | 22 |
| | 3）児童福祉施設 | 浜松こども館、放課後児童会　等 | 73 |
| | 4）その他 | 根洗学園　等 | 6 |
| ③文化・スポーツ施設 | 1）文化センター・ホール | アクトシティ浜松　等 | 12 |
| | 2）コミュニティセンター | クリエート浜松　等 | 3 |
| | 3）体育館・水泳場 | 浜松アリーナ、北部水泳場　等 | 16 |
| | 4）競技・球技場 | 武道館、四ツ池公園浜松球場　等 | 25 |
| | 5）記念館 | 復興記念館　等 | 4 |
| | 6）その他 | 松韻亭　等 | 2 |
| ④医療施設 | 1）病院 | 浜松医療センター　等 | 4 |
| | 2）保健所・保健センター | 保健所、東部保健福祉センター　等 | 6 |
| | 3）その他 | 引佐鎮玉診療所　等 | 9 |

表Ⅰ-1　公共建築物UD指針の対象施設（つづき）

| 施設区分 | 施設用途 | 施設例 | 施設数※ |
|---|---|---|---|
| ⑤交通・産業施設 | 1）駐車場 | 駅北駐車場　等 | 3 |
| | 2）観光施設 | 動物園、フラワーパーク　等 | 10 |
| | 3）産業振興施設 | 総合産業展示館　等 | 4 |
| | 4）市場施設 | 中央卸売市場　等 | 2 |
| | 5）その他 | オートレース場 | 1 |
| ⑥行政サービス施設 | 1）市役所 | 本庁舎 | 1 |
| | 2)区役所・協働センター(旧役場) | 東行政センター（旧東区役所）、舞阪支所（旧舞阪協働センター）等 | 12 |
| | 3）サービスセンター・ふれあいセンター | 北部市民サービスセンター　等 | 15 |
| | 4）消防施設 | 消防局・中消防署　等 | 27 |
| | 5）分庁舎・土木整備事務所 | 元目分庁舎、中央土木整備事務所(旧南土木整備事務所）等 | 7 |
| | 6）研究施設 | 保健環境研究所　等 | 3 |
| | 7）斎場施設 | 浜松斎場　等 | 7 |
| ⑦教育施設 | 1）幼稚園 | 幼稚園 | 55 |
| | 2）小学校 | 小学校 | 92 |
| | 3）中学校 | 中学校 | 47 |
| | 4）高等学校 | 浜松市立高等学校 | 1 |
| | 5）その他 | 教育センター、給食センター　等 | 8 |
| 合　計 | | | 581 |

※：令和８年３月 31 日時点の施設数

## （2）対象区分・項目の整理

施設の対象区分を移動空間、生活空間、情報、共通設備、避難の５つとし、ユニバーサルデザイン上で配慮すべき項目を、各区分ごとに下記のように整理します。

表Ⅰ-2　公共建築物ＵＤ指針の構成

| 区　　分 | 項　　目 |
|---|---|
| 1.移動空間 | （1）玄関までの経路<br>（2）駐車場<br>（3）玄関（出入口）<br>（4）廊下<br>（5）階段<br>（6）エレベーター等<br>（7）屋内の出入口 |
| 2.生活空間 | （1）トイレ・洗面<br>（2）バリアフリートイレ<br>（3）窓口（待合）<br>（4）浴室・シャワー室・更衣室<br>（5）客席・観覧席・舞台<br>（6）ベビーケアルーム<br>（7）その他 |
| 3.情報 | （1）視覚情報<br>（2）触覚情報<br>（3）音声情報<br>（4）人的対応 |
| 4.共通設備 | （1）手すり<br>（2）家具等<br>（3）ボタン・スイッチ・コンセント |
| 5.避難 | （1）避難（非常時） |

## ２ 指針の特色

### （１） 施設の状況に応じた実効性のある指針

新築・改築の場合と既存施設の改修の場合では、達成できるユニバーサルデザインの整備水準は異なるため、新築においての配慮事項を基本としつつ、既存施設の改修においても配慮すべきポイントを示します。また、施設の管理者や利用者に求められるべきことについて配慮事項を示します。

さらに、ユニバーサルデザインの整備水準は近年大きく変化していることから、時代の変化に合わせ見直しを行っていきます。

- ○ 改修について配慮すべきポイントを示す
- ○ 対応が困難な場合の暫定的措置を示す
- ○ 時代の変化に合わせ見直しを行う

### （２） 利用者の特性に応じた指針

施設によっては、高齢者、子ども連れ、外国人が多く利用する施設があり、利用者の特性や利用目的により、特に配慮が必要な点を示します。

- ○ 利用者の特性により配慮すべきポイントを示す
- ○ 施設の利用目的に応じて配慮すべきポイントを示す

### （３）誰もが利用できる施設づくりのための指針

指針により新築・改修された施設を誰もが快適に利用できるように、きめ細かな心配りが示された指針とします。

- ○ 利用しやすくなるような心配りのポイントを示す
- ○ ソフト面（モラル、管理）で配慮すべきポイントを示す

### （４）利用者にとってわかりやすい指針

指針は、施設をつくる側だけでなく、利用者や施設づくりに参画する利用者にとって、新築や改修の際に配慮すべきポイントが良く理解できるためのものであるため、わかりやすい表現にしています。また、利用者の声やニーズを取り入れた指針とします。

- ○ だれもがわかりやすい表現にする
- ○ 利用者が望んでいることを取り入れる

## 3 整備水準の考え方

公共建築物の新築・改築の際には、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた計画・設計を行うことにより、誰もが快適に利用できる環境を整備することができます。

しかしながら、既存施設を改修する場合には、建築物の構造、規模による制約や改修費用の制限があることから、推奨されるユニバーサルデザイン化は難しいと考えられます。

そこで本指針では、建築物を新築・改築する場合と既存施設を改修する場合のユニバーサルデザイン化についての整備水準を明確にし、既存改修の際に守るべき基礎水準（基礎的事項）と新築・改築の際の推奨水準（推奨事項・配慮事項）を、ソフト面での対応を含めて示します。

公共建築物ユニバーサルデザイン指針の整備水準のイメージ

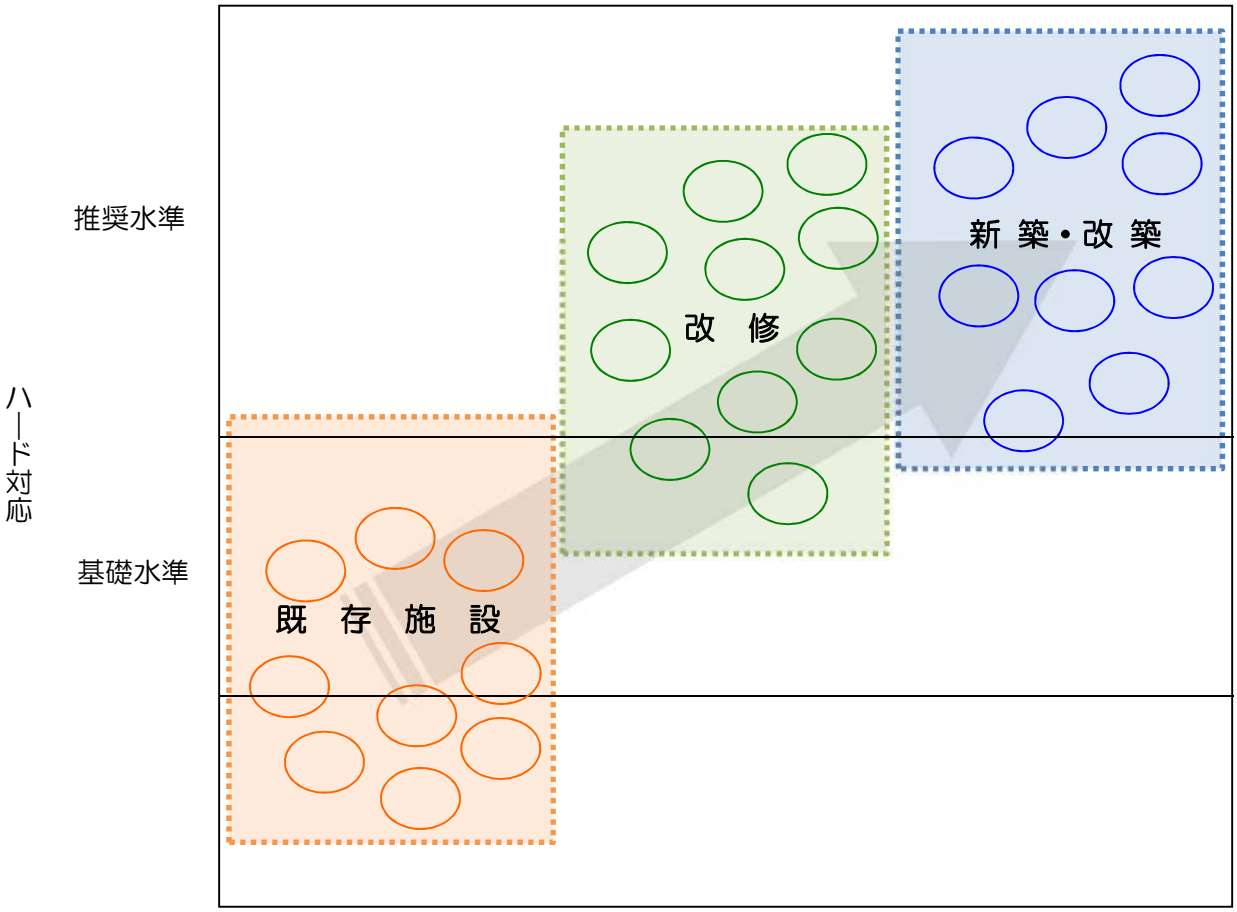

# Ⅱ. UD指針

公共建築物の整備にあたってのUDを実現するための具体的な事項を移動空間、生活空間、情報、共通設備、避難に分けて示しています。

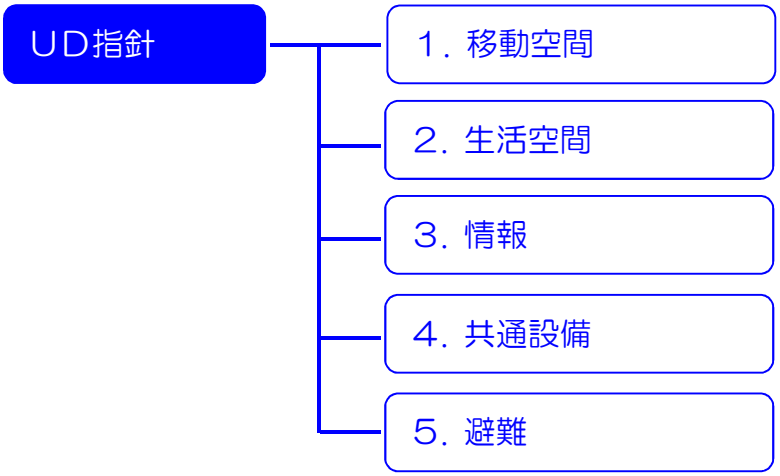


## □ 指針の見方

ハード面については、基礎的・推奨・配慮の３段階による事項とし、既存施設で基礎的事項の改修が難しい場合の対処策を記載しています。また、ソフト面については施設の管理者及び利用者が守るべき事項を記載しています。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定による、2,000 ㎡以上の特別特定建築物の建築等を行う場合は、政令で定める「建築物移動等円滑化基準」に適合させる必要があります。

■　ハード面での事項

| 記号 | 考え方 | 新築・改築 | 改修（既存施設） |
|---|---|---|---|
| ● | 基礎的事項 | ・必ず守る事項 | ・基本的に守る事項<br>（守れない場合の改善策を設ける） |
| ○ | 推奨事項 | ・原則的に守る事項<br>（不特定多数の利用する施設では必須） | ・可能な限り守る事項 |
| 配 | 配慮事項 | ・施設の用途等に応じて配慮する事項 | ・施設の用途等に応じて可能な限り配慮する事項 |

| 記号 | 考え方 | 説　明 |
|---|---|---|
| 改 | 改修にあたっての対処策 | 既存施設において、基礎的事項による改修が難しい場合への対処策 |

：上記の事項のうち、特定の施設にのみ適用される事項

→参：詳しい内容が記載されている参照先

■　ソフト面での事項

| 記号 | 考え方 | 説　明 |
|---|---|---|
| 管 | 施設管理者が対応すべきこと | 全ての施設の施設管理者が守るべき事項 |
| 利 | 施設利用者が気をつけること | 全ての施設の施設利用者が守るべき事項 |

## １　移動空間

移動空間は、建物外部の「玄関までの経路」「駐車場」と建物内部の「玄関（出入口）」「廊下」「階段」「エレベーター等」「屋内の出入口」の７項目で構成されています。

移動の内容を大きく分けると、水平移動と垂直移動に分けられ、本指針の項目では「階段」「エレベーター等」が垂直移動でその他は水平移動となっています。

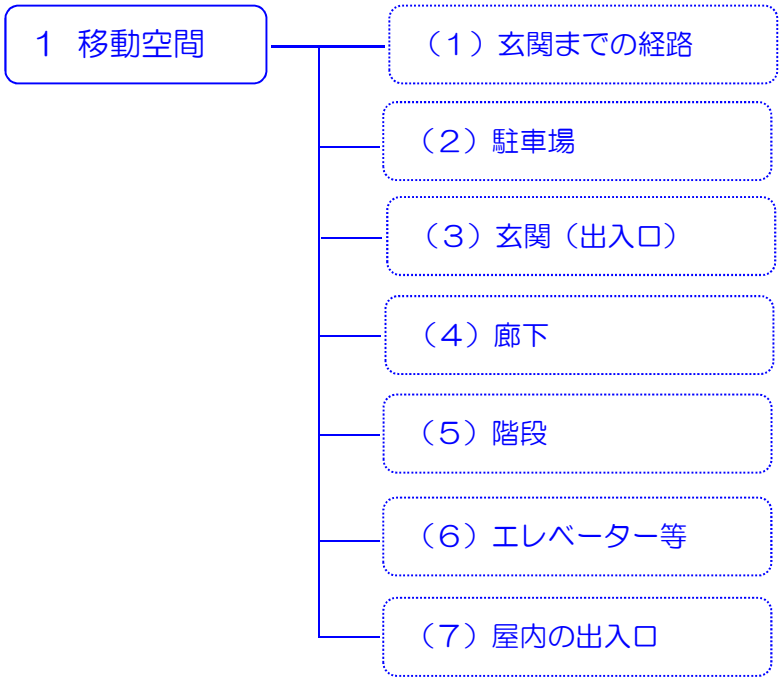

# （１）玄関までの経路



玄関まで、安全で容易に移動できることを目指し、なるべく段差をなくすとともに、傾斜路とする場合は、緩やかな勾配となるようにします。

- 玄関までの経路
  - 公共交通機関からのアクセス
  - 敷地出入口
  - 歩行者通路
  - 駐輪場
  - 車路
  - 車寄せ

## ■ 公共交通機関からのアクセス

鉄道駅やバス停から当該施設までの安全な移動を確保する。

○鉄道駅やバス停から当該施設まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

→参 敷設方法については　３情報-（2）P41

配 幅員の狭い歩道については、車いすの利用に配慮し視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

○歩道は平坦さを確保する。車道又は細街路などで、やむをえず段差を設ける場合 2cm までとする。

○車いすの進行方向に対し、車道側への傾斜は 2%までとする。

○側溝は、ハイヒールや車いすが落ち込まない構造とし、溝の幅は 9mm 以下にする。

## ■ 敷地出入口

●道路からわかりやすい安全な位置に設置する。

○遠くからも認識しやすい施設名サイン、入口サインを設置する。

配 施設内のUD設備の表示サインを設置する。

管 樹木でサインが隠れないよう管理を行う。

○施設内外の歩行者通路の高さをそろえ、連続性、平坦さを確保する。

○車の出入りに対する安全性を確保するため、見通しを良くする。

管 樹木の成長により見通しが悪くならないよう植栽計画及び管理を行う。

利 歩道上には物（自転車等）を置かない。

□ 公共交通機関からの視覚障害者誘導用ブロックの事例

□ UDブロックによる段差の解消事例

□ 溝の幅 9mm 以下の側溝の事例

## ■ 歩行者通路

○歩行者通路と車路を分離する。
○平坦さを確保し、できるだけ段差を設けない。
やむをえず段差を設ける場合は傾斜路を設ける。
●傾斜路の勾配は 1/15 以下を確保する。
○敷地が確保できる施設については、傾斜路勾配を 1/25 以下とする。
○高さが 75cm を超える傾斜路を設ける場合は、高さ 75cm 以内ごとに 150cm 以上の踊り場を設ける。
○車いす使用者同士がすれ違えるよう 180cm 以上の幅を確保する。
○雨に濡れても滑りにくい仕上げとし、排水に配慮する。
○雨天時に水溜りができないように対策する。
○視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
→参 敷設方法については　３情報-（2）P41
○階段・傾斜路を設ける場合は手すりを設置する。
→参 設置方法については　４共通設備-（1）P46
○車道と材質や色調を変え、視覚的に区別できるようにする。
管 歩行者通路には物を置かない。
管 落ち葉ですべって転ばないよう、歩行者通路の清掃をこまめに行う。
管 落ち葉等により排水が詰まらないよう、側溝の清掃を行う。
○適切に照明を配置し、夜間でも十分な明るさを確保する。
配 照明方法は、光害に配慮したものとする。

□ 車いす使用者同士がすれ違える寸法

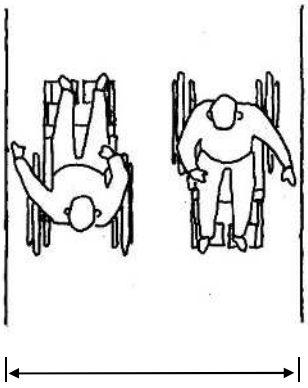

180cm 以上

□ 歩行者通路への視覚障害者誘導ブロックの事例

## ■ 駐輪場

●玄関まで遠回りにならず、わかりやすい位置に設置する。
○屋根は、雨天時の利用に配慮して設置する。
○自転車の錠の位置がわかるよう、適切に照明を配置し、夜間でも十分な明るさを確保する。
配 自転車と歩行者の動線を分離する。

□ 屋根付き駐輪場の事例

## ■ 車路

〇幅員は、6m以上とする。

配 身体障害者専用駐車場へのサインを適時設置する。

配 わかりやすい経路とし、わかりにくい場合は、サインで誘導する。

## ■ 車寄せ

〇庇は、雨天時の利用に配慮したものを設置する。

〇庇の高さは、マイクロバス等の利用を考慮したものとする。

配 停車スペースを確保する。

配 停車スペースまで視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

→参 敷設方法については　３情報-（2）P41

配 待合スペース（ベンチ等）を確保する。

□ 車寄せの事例

# （2）駐車場

段差を少なくし、身体障害者専用駐車場を建物の主要出入り口から利用しやすい場所に設けるとともに、安全な通路を確保します。

- 駐車場
  - 身体障害者専用駐車場の位置・数
  - 駐車スペース
  - 通路
  - 案内

## ■ 身体障害者専用駐車場の位置・数

●玄関に移動しやすい位置に設ける。

●数は、全駐車台数が 200 以下の場合は 2%以上かつ 1 以上、200 を超える場合は 1%に 2 を加えた数以上とする。

配 「車いす利用の多い施設」においては、全駐車台数の 3%以上かつ複数台とする。

改 スペースの確保が難しい場合、駐車方向限定による駐車方法を検討する。

## ■ 駐車スペース

### □ 身体障害者専用駐車場

○幅は 350cm 以上とし、奥行きは 550cm 以上とする。乗降スペースは 100cm 以上とする。

○床面への障害者マークの表示、乗降スペースの斜線表示を行う。

○雨天利用のために屋根を設ける。

○車いす使用者が後部ドアから乗降することを考慮し、駐車枠後方にも 300cm 程度のスペースを確保する。

利 身体障害者専用駐車場に一般の方は駐車しない。

→参 市民マナー条例　第 20 条 P14

管 一般の方の身体障害者専用駐車場への駐車に対し移動を指示する。

→参 市民マナー条例　第 21 条 P14

### □ 一般駐車スペース

○幅は、250cm 以上とする。

○床面ペイントは、駐車しやすさに配慮し、二重ラインなどとする。

○駐車枠の後方には、安全な通路として幅が

□ 身体障害者専用駐車場の事例

□ 身体障害者専用駐車場のイメージ

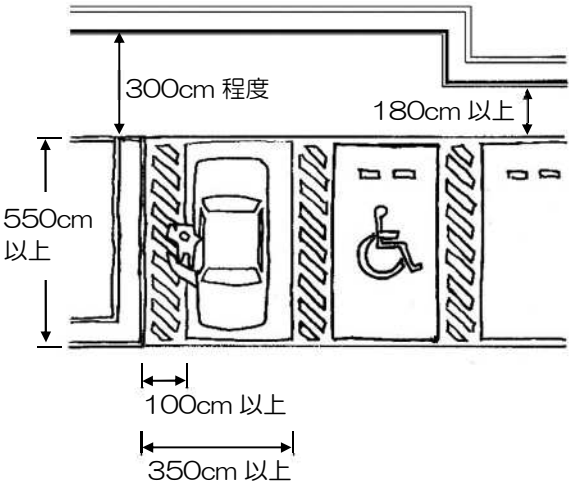


□ 思いやり駐車場の事例

180cm 以上のスペースを確保する。

配 妊婦、チャイルドシートの親子、高齢者が利用する幅 300cm 以上の思いやり駐車場を設ける。

## □ 共通

配 雨天時に水溜りができないように対策する。

配 車止めにつまずかないよう反射シールを貼る。

### ■ 通路

●身体障害者専用駐車場から安全な通路を設ける。

配 一般駐車場から安全な通路を設ける。

○床に段差や溝を設けないようにする。

○必要に応じ手すりを設置する。

→参 設置方法は　4 共通設備-（1）P46

○身体障害者専用駐車場からの通路には、雨天時利用のために屋根を設ける。

### ■ 案内

○駐車場の進入口に、身体障害者専用駐車場が設置されていることがわかる表示を行う。

○駐車場出入口から身体障害者専用駐車場まで誘導用の表示を行う。

→参 設置方法については　3 情報-（1）P39

配「大規模施設」では詳細なサイン計画を行う。

配 発光式の案内板を設置する。

□　思いやり駐車場のイメージ

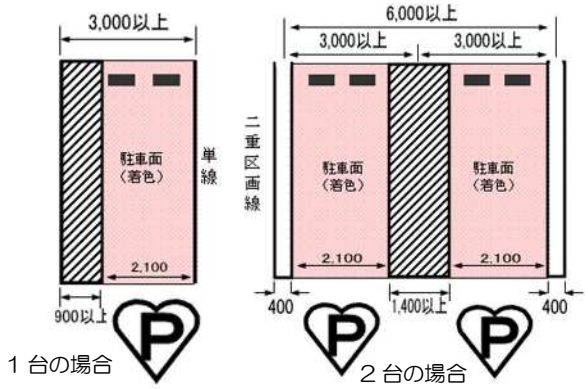


1 台の場合　　2 台の場合

□　思いやり駐車場のサイン

□　身体障害者専用駐車場のサイン事例

### 浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（通称：市民マナー条例）

本条例は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び市の責務を明らかにし、必要な事項を定めるもので、平成 15 年 7 月 1 日に施行されました。

第 20 条　市民等及び事業者は、身体障害者用駐車場が設置された駐車場を利用しようとするときは、当該駐車場の管理者が定めた身体障害者用駐車場の利用方法に従い、適正に利用するよう努めなければならない。

第 21 条　身体障害者用駐車場が設置された駐車場の管理者は、身体障害者用駐車場として設置した区画について、その旨を表示する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

# （3）玄関（出入口）

施設の出入口からわかりやすい位置に設け、扉の前後には、人が円滑に移動できるゆとりのある空間を設けるようにします。

- 玄関
  - 出入口スペース
  - 形状
  - 扉の形式
  - ガラスへの配慮
  - 案内
  - その他

## ■ 出入口スペース

### □ 玄関扉前後のスペースの確保

●扉の前後には、車いす使用者に配慮し、150cm 角以上の水平なスペースを設ける。

### □ 出入口扉の幅員

●主要な出入口扉の幅は、120cm 以上とする。

○その他の出入口扉の幅は、90cm 以上とする。

### □ その他

○玄関・その他の外部出入口には庇を設ける。

●インターホンを設置する。

## ■ 形状

○段差を設けないようにし、やむをえず段を設ける場合は傾斜路を設ける。その場合、傾斜路の勾配は 1/15 以下を確保する。

○高さが 75cm を超える傾斜路を設ける場合は、高さ 75cm 以内ごとに 150cm 以上の踊り場を設ける。

(改) 傾斜路の設置が難しい場合は、段差周辺にインターホンを設置する。

○濡れても滑りにくい材料又は仕上げとする。

(配) 沓拭きマットは、つまずかないよう床埋め込み式のものを設置し、端部を固定する。

(管) マットで点状・線状誘導用ブロックを覆わないようにする。

## ■ 扉の形式

○主要な出入口は、自動式引戸（感知式）とする。

○主要な出入口で自動式引戸が設けられない

□ 玄関のイメージ

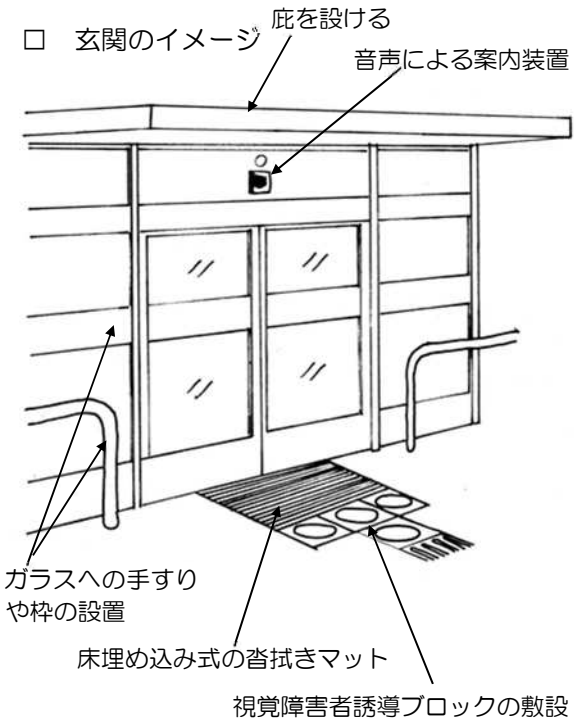


□ 120cm 幅の出入口イメージ

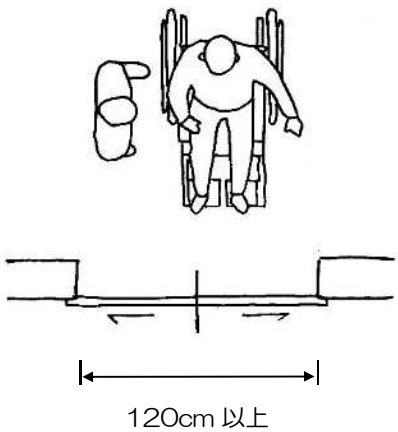

場合は、手動式引戸とする。

○自動式引戸は、引き込み部の挟み込み防止を設け、かつ安全な開閉速度とする。

○手動式引戸は、扉の召合わせ部にクッション材等を設け、上吊り形式とする。

○開き戸は、ドアクローザーの閉鎖時間が十分確保され、操作の軽いものを設ける。

配 視覚障害者に配慮し、扉や把手の色は認識しやすいものとする。

## ■ ガラスへの配慮

○出入口扉などの大きなガラス面には、衝突によるけが等の防止のため、視線の高さへのシールの貼り付けや、手すり、枠の設置、強化ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対応を行う。

管 ガラス面に対する衝突防止のための注意喚起を促す措置を行う。

## ■ 案内

○玄関には総合的な館内案内サインを設置する。

配 音声による案内装置を設置する。

→参 設置方法については　３情報-（3）P43

○視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

配 「大規模施設」については、案内所を設ける。

管 人が配置されていない施設については、呼び出しブザー等を設置する。

○案内サイン前には立ち止まって見ることができるよう十分な空間を確保する。

→参 設置方法については　３情報-（1）P39

管 サインが見やすいよう、重要性の低い掲示物は適時はがすなど、サイン周辺の張り紙等を管理する。

## ■ その他

○施設規模に応じた傘立てをわかりやすい位置に設置する。

利 濡れた傘の持込によるスリップ事故を防止するため、施設内に傘を持ち込まない。

配 「大規模施設」については、水切り装置の設置を検討する。

管 雨天時は玄関付近の床が滑らないよう清掃を行う。

□　ガラスへの配慮の事例

□　総合的な館内案内サインの事例

□　水切り装置の事例

管 玄関付近に車いすを装備する。
管 快適な利用ができるよう、車いすのメンテナンスを定期的に行う。

## （4）廊下



**施設の用途、規模、利用者の状況に応じて、十分な幅を確保し、途中で幅が変わることを避けるとともに、有効幅の妨げとなる物は設置しないようにします。**

廊下
- 幅員
- 形状
- 設備

### ■ 幅員

●車いす使用者が通行しやすい 120cm 以上とする。
○車いす使用者が多い施設では、180cm 以上とする。
○140cm 未満の廊下については、車いすの転回ができる 150cm 以上のスペースを廊下の末端付近及び要所に設ける。

### ■ 形状

●突起物は設けない。やむをえず突起物を設置する場合は、10cm 以下とし、鋭利な角状にならないようにする。
○段差を設けないようにし、やむをえず段を設ける場合は傾斜路を設ける。その場合、傾斜路の勾配は 1/12 以下を確保する。
○高さが 75cm を超える傾斜路を設ける場合は、高さ 75cm 以内ごとに 150cm 以上の踊り場を設ける。
○床の仕上げは、滑りにくいものとし、できるだけ弾力のあるものとする。
○壁や柱の角は面取りを行う。
○壁の仕上げは、体をこすっても安全な仕上げとする。
○視覚障害者等に配慮し、床と壁の境を明確にする。
配 キックプレートを設ける。
管 廊下に物を置かない。

□ 120cm、150cm 幅の通路イメージ

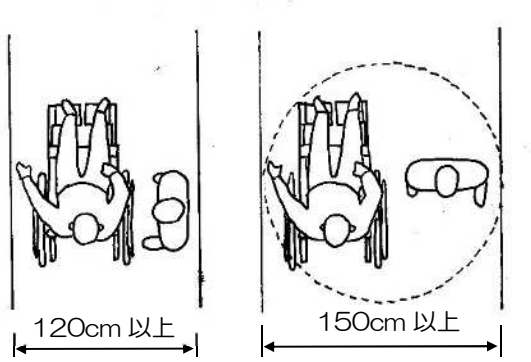


□ 廊下の手すり及び突出物のイメージ

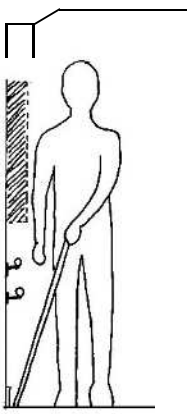

10cm 以上の突出物は視覚障害者には危険

□ キックプレートのイメージ

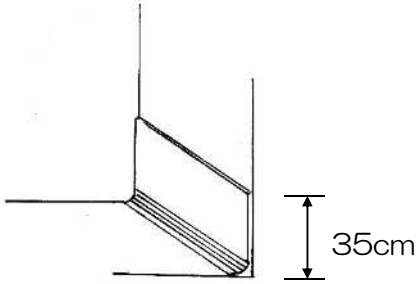

## ■　設備

### □ 手すり

○連続する握りやすい手すりを設置する。

○「不特定多数が利用する施設」では、２段手すりとする。

→参 設置方法については　４共通設備-（1）Ｐ46

配 高齢者等が多く利用する施設では手すりを両側に設置する。

管 手すり付近には、歩行を妨げる障害物を置かない。

### □ 照明

○むらのない、通行に支障のない照度を確保する。

### □ その他

○消火器は壁埋め込み式とする。

○水飲み機や自動販売機等は廊下にはみ出さないように設置する。

管 滑ったりつまずいたりしないよう、定期的に清掃する。

管 掲示物は、決められた場所以外には掲示しない。

□　廊下の事例

# （5）階段

施設の用途、規模、利用者の状況に応じて、できる限り、ゆとりのある幅や歩きやすい段の高さとし、安全に利用できるようにします。

- 階段
  - 形式
  - 幅員
  - 形状・仕上げ
  - 設備

## ■ 形式

●安全や利用しやすさに配慮し、踊り場のある折り返し階段又は直階段とする。

## ■ 幅員

○主な階段の有効幅員は 140cm 以上とする。
○主な階段の蹴上は 16cm 以下、踏面は 30cm 以上とする。

## ■ 形状・仕上げ

●蹴込板を設置する。
●床面は滑りにくい材料で仕上げる。
●段鼻は踏み外さないよう、踏面や蹴上と識別した色や明度差とする。
●段鼻はあまり出さないようにし、滑り止めを設ける。

## ■ 設備

### □ 手すり

○両側に連続して設置する。
改 両側への設置が難しい場合は、下りの転落防止を優先し、中央部に設置する。
○手すりの端部は段の終わりから水平に 45cm 以上延長し、下方又は壁方向に曲げる。
○手すり子の間隔は、子どもの落下防止に配慮したものとする。
○「不特定多数が利用する施設」では、２段手すりとする。
→参 設置方法については　４ 共通設備-（1）P46

□　階段の事例

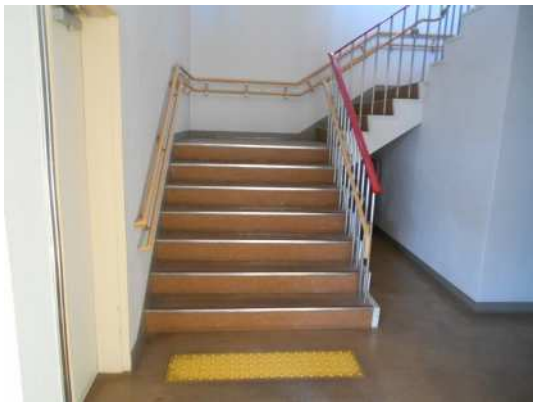

□　階段の断面イメージ

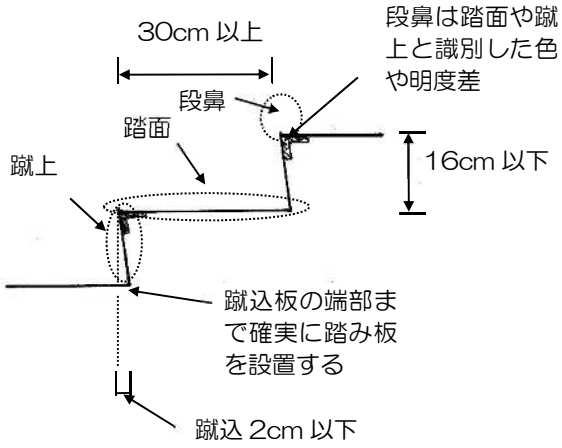


□　手すり子の事例

## □ 照明

●むらのない、通行に支障のない照度を確保する。

(管) 利用の多い階段で、外光による照度の確保が難しい場合は、照明は開館時間帯は常時点灯とする。その他の階段についても、スイッチをわかりやすく表示する。

○足元灯や非常用照明器具を設置する。

## □ その他

○３階以上の建物の踊り場に、上下階の階数表示を行う。

□　手すりの事例

# （6）エレベーター等



施設の用途、規模、利用者の状況などに応じて、設置の必要性を検討するものとします。設置する場合には、建物の出入口からわかりやすい位置に設置し、安全で利用しやすい機能のものとします。

- エレベーター
  - ロビー
  - 寸法仕様
  - 設備仕様
  - 案内
- エスカレーター
  - 仕様
  - その他

## ■ エレベーター

### ■ ロビー

○乗降所付近は、車いすの転回ができる180cm 角以上のスペースを設ける。

管 乗り場ボタン前にごみ箱、看板等を置かないよう注意する。

### ■ 寸法仕様

#### □ 扉の幅

○車いすの使用に配慮して 90cm 以上とする。

#### □ かごの規模

○定員 11 人以上(間口 140cm、奥行 135 cm 以上)とする。

○多数の方が利用する施設は、定員 13 人以上(間口 160cm、奥行 135 cm 以上)とする。

#### □ 操作盤及び操作ボタン

○操作盤の設置高さは、100cm 程度とする。

○操作ボタンの配列は同一施設で統一する。

○点字表示を行うとともに、浮き彫り文字とする。

管 点字表示のはがれ落ち、つぶれがないかチェックする。

### ■ 設備仕様

●かごの正面に扉の開閉状況がわかる鏡を設置する。

□ エレベーターのイメージ１

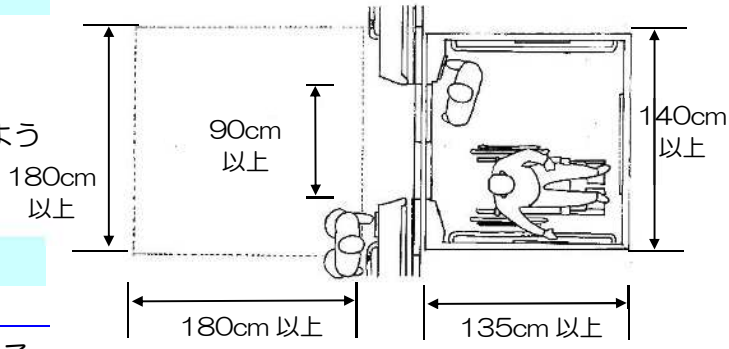


□ エレベーターのイメージ２

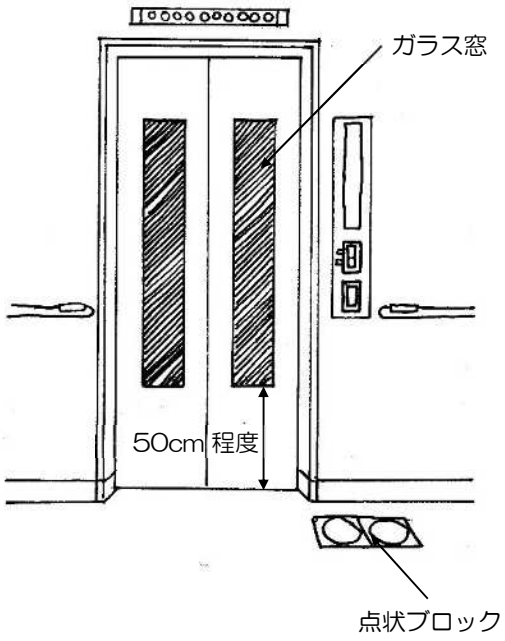

○かご内に高さ 75～85cm 程度の手すりを設置する。

○「不特定多数の利用する施設」は、２段手すりを設置する。

配 必要に応じて腰掛け等の設備を設ける。

配 犯罪や事故発生時の安全確保や聴覚障害者の緊急時対応のため、内部と外部の両方から視認性を確保するよう、エレベーターの出入口には、ガラス窓を設ける。（ガラス窓の下端は、床面から 50cm 程度とする。）

配 防犯上の配慮が必要な場合にはシースルーエレベーターを検討する。

管 開閉ボタンの表示には、ボタン横に「あける」「しめる」を併記する。

### ■ 案内

○エレベーターには音声案内、音響案内、昇降方向表示等の情報サインを設ける。

○ロビーの操作ボタン前に点状ブロックを敷設する。

○緊急時における連絡のための情報機器を設ける。

○乗降ロビーに階数表示サインを設置する。

## ■ エスカレーター

### ■ 仕様

#### □ エスカレーターの形状

○高齢者や子どもの使用に配慮し、踏み段の水平部分は、３枚以上とする。

#### □ エスカレーターの手すり

○移動手すりの先端からくし板までは、70cm 程度とする。

○乗降誘導固定手すりは、乗降場の前後に 100cm 以上設ける。

### ■ その他

○乗降場近くに非常停止ボタンを設ける。

管 くし板や段鼻部を認識しやすいよう、黄色等の彩色部の清掃を行い、弱視者や高齢者が踏板へ容易に乗り移れるよう配慮する。

配 子ども等の乗り出し防止に配慮する。

配 乗降部には、誤進入防止のため、進行方向の表示や音声案内を設ける。

□ エレベーター内の鏡、手すりの事例

□ ガラス窓の事例

□ エスカレーターのイメージ

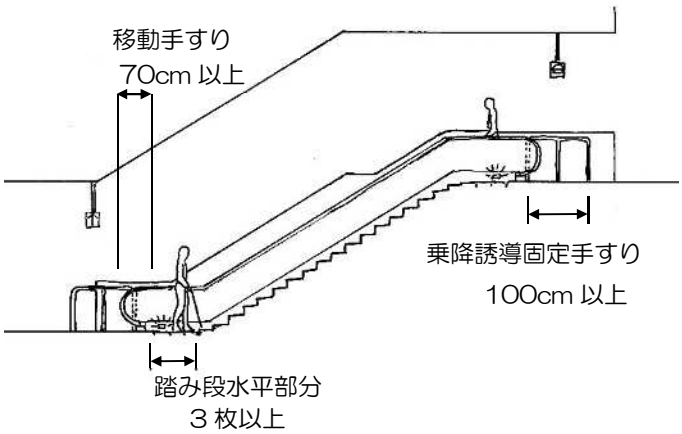


□ エスカレーターの事例

# （7）屋内の出入口



車いすでの利用や荷物の運搬などを考慮し、必要な有効幅を確保するとともに、だれもが開閉しやすい構造の戸や扉を設けます。

出入口
- 幅員等
- 扉の形式

## ■ 幅員等

○幅員は、車いすの使用者に配慮し、90cm 以上とする。

○出入口前後には車いすの転回ができる 150cm 角以上のスペースを設ける。

(管) 出入口付近には、通行の妨げとなる物を置かない。

## ■ 扉の形式

### □ 扉の開閉形式

○車いす使用者に配慮し、引戸とする。

○避難方向との関係で、やむをえず外開戸とする場合は、通行者に危険がないよう配慮する。

○手動式引戸は、扉の召合わせ部にクッション材等を設け、上吊り形式とする。

### □ 把手

●把手は、高齢者等に配慮し、握り玉形式にはせず、握りやすく操作しやすい形状とする。

(改) 握り玉形式の場合、レバーハンドル形式に取替えを行う。

●把手の高さは、その中心が床から 90cm 程度とする。

### □ その他

○開閉時の危険に配慮し、開き戸の場合には、ガラス小窓等を設ける。

○扉のガラスは、衝突による破壊防止のため、安全ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対策を行う。

○全面がガラスの扉は車いす使用者に配慮し、床上 35cm 程度まで補強する。

(配) 挟み込み防止のため、引戸には戸当りゴムを付ける。

□ 引戸の出入口イメージ

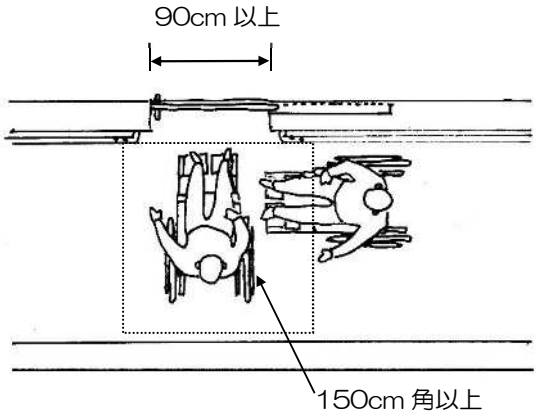


□ 把手の例

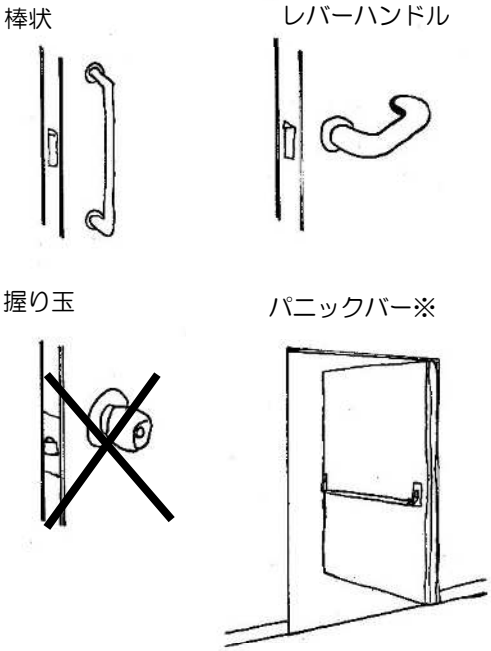


※:災害時における扉の開閉がしやすいよう配慮された把手

## ２ 生活空間

生活空間は、施設内において生活行為を行う空間で、ほとんどの施設にある「トイレ・洗面」「バリアフリートイレ」「窓口」と、特定の施設における「浴室・シャワー室・更衣室」「客席・観覧席・舞台」、「ベビーケアルーム」、それ以外の「その他」の７項目で構成されています。

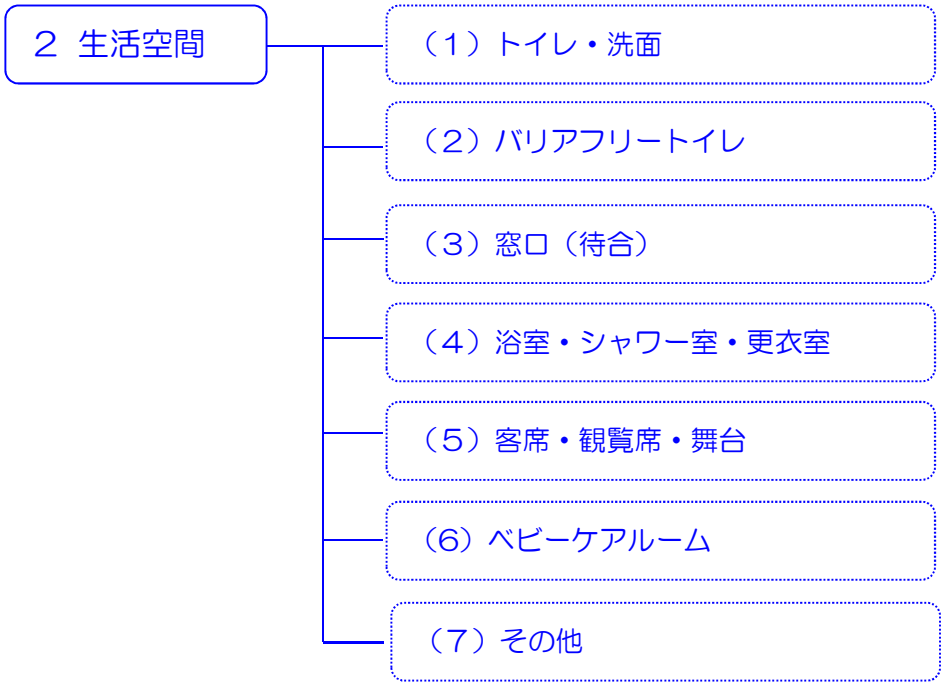

# （1）トイレ・洗面



建物の各階のわかりやすい場所に配置し、だれもが安全で安心して利用できるよう、ゆったりと明るく衛生的で使いやすい機能を有するものを設けます。

トイレ・洗面
- 位置等
- 出入口
- トイレブース
- 小便器
- 洗面
- 案内
- その他

## ■ 位置等

○安全・安心に配慮し、わかりやすい位置に配置する。

○各階の便所の位置及び男子トイレと女子トイレの位置を統一する。

配 一般トイレ、バリアフリートイレとは別に男女共用トイレを設置する。

## ■ 出入口

●プライバシーに配慮したものとする。

●段差を設けないようにする。

## ■ トイレブース

配 「大規模施設」については、車いすでも利用可能なトイレブースを１箇所以上設ける。

配 扉と壁の色は、視認性等を確保するため、明度、色相または彩度の差に配慮する。

### □出入口

●扉の幅は、65cm 以上とする。

○扉の錠は、容易に操作ができるものとする。

○錠は、緊急時には外部からも開錠できるものとする。

○内開戸は、緊急時には外開きできるものとする。

●扉の形状は、防犯に配慮したものとする。

配 乳幼児等による誤解錠防止のため、乳幼児等の手が届かない位置にも錠を設ける。

### □ トイレブース内部の設備

●便器は洋式便器とし、手すりを設置する。

配 温水洗浄機能付き暖房便座とする。

管 汚物入れを設置する。

○荷物置き、上着掛けは防犯に配慮した位置に安全な形状のものを設け、フックなどの突起

□ トイレブースの平面イメージ

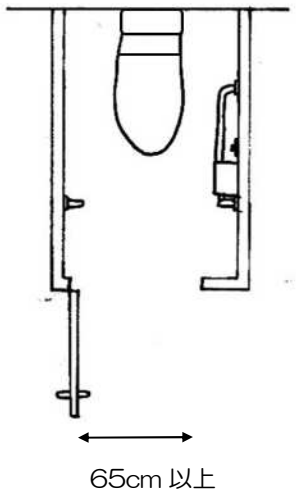


□ トイレブース内の事例

□ 洋式便器の事例

物の先端は鋭利な角とならないものとする。
○ペーパーホルダーは、ワンハンドカット式のものを設ける。
配 内部スペースの確保ができる場合は、オストメイト対応の設備を１箇所以上設ける。
配 必要に応じて、緊急通報スイッチを腰掛け位置に設置する。スイッチには文字の表示を行い、操作しやすいひも付き押しボタン式とする。

## ■ 小便器

●手すり付き小便器は、出入口近くの場所に１箇所以上設ける。
●子どもの利用に配慮し、低リップ式とする。
●便器の洗浄は、自動洗浄式とする。
○面台は、荷物を置くことを考慮した高さや奥行きとする。

## ■ 洗面

●高さは、車いす使用者や子どもなどが利用できるよう設定する。
○複数設ける場合は高さの違うものを設ける。
●車いす利用者の膝下が入るスペースを設置する。
●１箇所以上、洗面器の両側に手すりを設置する。
●水栓器具は、自動水栓又はレバー式水栓とする。
○吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内）とする。
●鏡は、子どもや車いす使用者に配慮し、洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上方へ100cm以上のものを設置する。
○水の飛散に配慮し、荷物を置いたり、杖を立てておいたりできる設備を設ける。
配 女性用は、パウダールームとしての利用を考慮する。

## ■ 案内

○大規模施設や奥まった場所にある施設は、廊下の交差部等にサインを設置する。
配 必要に応じ触知案内図や点字表記、音声案内を行う。
→参 触覚情報については３情報-（2）P41

## ■ 照明

配 照明器具は、洗面、便器のそれぞれに対応させて

□ 低リップ式の小便器の事例

□ 洗面のイメージ

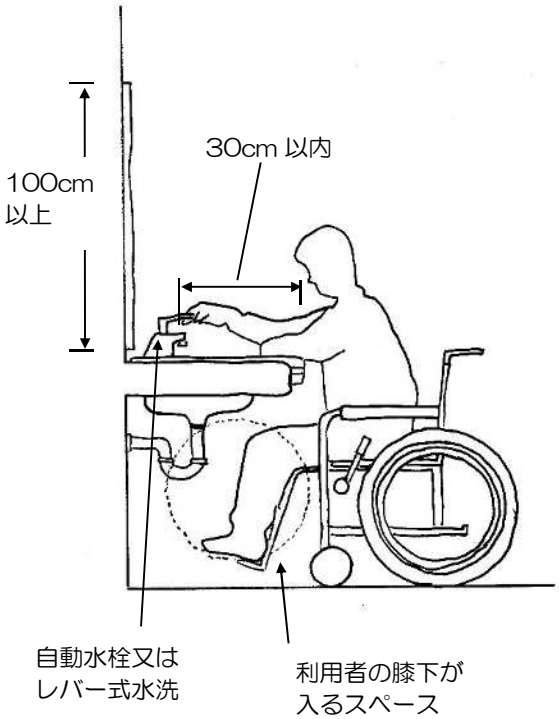


□ 洗面の事例

設置する。

配 照明の色温度は、設置場所に適したものとする。

### ■ その他

○必要に応じて、トイレブース内や洗面に、乳幼児用いす、ベッドの設備を設置する。

配 乳幼児用いすは、トイレの錠に乳幼児の手が届かない位置とする。

配 床と便器の色は、視認性等を確保するため、明度、色相または彩度の差に配慮する。

管 快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。

管 衛生材料（トイレットペーパー、石鹸等）の補充・点検を行う。

## （2）バリアフリートイレ　2.生活空間

**建物のわかりやすい場所に配置し、安全で安心して利用できる多機能な設備を有するものとし、内部の機器は使いやすい位置に設けます。**

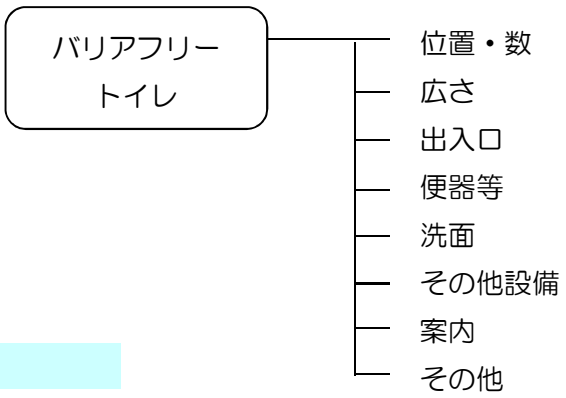


### ■ 位置・数

●バリアフリートイレは、一般用トイレと一体的またはその出入口の近くに設ける。

配 施設の用途等に応じて、各階に 1 以上設ける。

配 利用者が使いやすい方を選択できるよう、バリアフリートイレは設備の位置が左利きのものと右利きのものを設ける。

### ■ 広さ

○車いすの転回ができる、直径 180cm のスペースを確保できる大きさとする。

改 スペースの確保が難しい場合は、直径 150cm 以上となるよう検討する。

### ■ 出入口

●幅は、車いす使用者に配慮し、90cm 以上とする。

●扉は引戸とする。

○扉は自動式引戸とする。

□　移動面からみたバリアフリートイレのイメージ

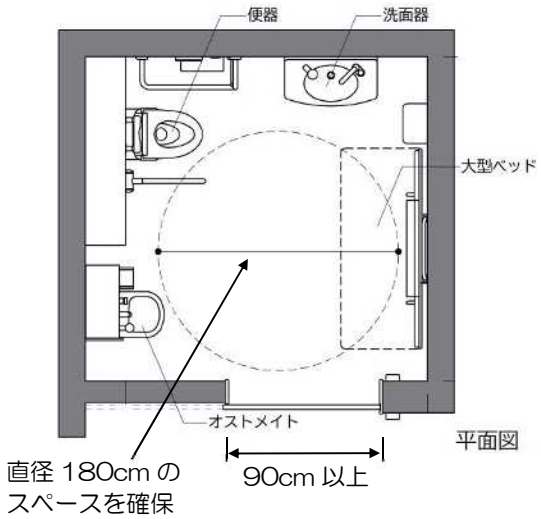

○自動解施錠できるものとする。
○手動式引戸は、扉の召合わせ部にクッション材等を設け、上吊り形式とする。

## ■ 便器等

### □ 便器・水洗

○正面からの利用ができるとともに、側面からの移乗ができる場所に便器を設置する。

(配) 温水洗浄機能付き暖房便座とする。

●水洗の操作ボタンは、操作表示を行うとともに、わかりやすく操作しやすいものとする。

□　水洗の操作ボタンの事例

### □ 手すり

●手すりは両側に設置し、片側は可動式とする。

### □ その他設備

○ペーパーホルダーは、片手でも操作できるよう、ワンハンドカット式とし、左右両側に設置する。

●紙巻器、操作ボタン等の位置は、日本産業規格（JIS）に基づき設置する。

●緊急通報スイッチは、腰掛け位置に設置するとともに、転倒に備え床面近くにも設置する。（上段 100cm、下段 30cm 程度）

□　ワンハンドカット式ペーパーホルダーの事例

## ■　洗面

●鏡は平面鏡とし、洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上方へ 100cm 以上のものを設置する。（P26 図参照）

●車いす利用者の膝下が入るスペースを設置する。

○水栓は、大型のレバー式又は自動感知式とする。

□　フィッティングボードの事例

## ■ その他設備

＜照明＞

○自動点滅方式とする。

＜荷物台＞

○車いすの利用に支障がない場所に荷物台やフックを設ける。

＜フィッティングボード＞

○オストメイト利用や子どもの着替えなどに使用できるフィッティングボードも必要に

応じて設ける。

＜ベビーベッド＞

●おむつ替え等のためのおむつ交換台を設置する。

●ベビーシートを設置する場合は折り畳み式とし、縦方向で使用できる位置とする。

＜ベビーチェア＞

●いすから抜け出しにくく、安全に座らせることができる乳幼児用いすを設置する。

＜大型ベッド＞

○介助によって着替え等に使用される大型ベッドを設置する。

＜汚物入れ＞

(管) 大きめのものを設置する。

＜オストメイト対応設備＞

○パウチ等を洗浄するためのオストメイト対応設備を設置する。

○鏡を設置する。

(配) 自動昇降式便器とする。

(配) 温水機能がついたシャワー式水栓を設置する。

□　ベビーチェアの事例

□　オストメイト対応設備の事例

## ■ 案内

●使用中の表示灯を設置する。

○大規模施設や奥まった場所にある施設は、廊下の交差部等にサインを設置する。

(配) 必要に応じ触知案内図や点字表記、音声案内を行う。

→(参) 触覚情報については３情報-（2）P41

## ■ その他

(配) 扉と壁の色は、視認性等を確保するため、明度、色相または彩度の差に配慮する。

(配) 床と便器の色は、視認性等を確保するため、明度、色相または彩度の差に配慮する。

(配) 照明器具は、洗面、便器のそれぞれに対応させて設置する。

(管) 快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。

(管) 衛生材料（トイレットペーパー、石鹸等）の補充・点検を行う。

(管) 「目的外利用の多い施設」については、巡回等により適正使用を促す。

# （3）窓口（待合）

建物の出入り口からわかりやすい位置に設け、立位・座位のいずれの利用者にも同じ視線の高さで円滑な案内ができるようにします。

- 窓口
  - 位置
  - カウンター
  - 案内
  - その他
- 待合
  - スペース

## ■ 窓口

### ■ 位置

●玄関から入ってすぐにわかる位置に配置する。

### ■ カウンター

●受付カウンターには、上端 70～75cm 程度のローカウンターを設ける。

●視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、ハイカウンター側に誘導する。

○ローカウンターの下端の高さは、65～70cm 程度とし、下部スペースの奥行きは 45cm 以上とする。

○ハイカウンターは、身体の支えとなるよう床や壁に台を固定する。

○カウンターでの応対は、視線が同じ高さとなるよう配慮する。

○文字などが見やすいよう、カウンターの明るさを確保する。

配 杖を立て掛けられる場所や、掛けることができるくぼみ・器具等を設ける。

□ カウンターのイメージ

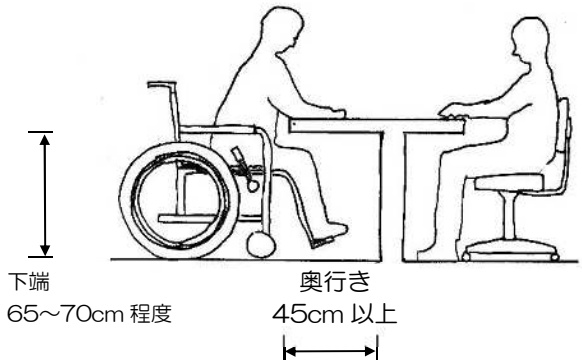


### ■ 案内

配 音声と文字表示による案内を併用する。必要に応じ外国語を併記する。

配 手話や外国語での対応が可能な窓口は、その旨を表示する。

管 「障害者や外国人の利用の多い施設」については、手話や外国語のできる職員を配置する。

配 聴覚障害者には、筆記板等を用意し対応する。

□ 杖を立て掛けられる器具の事例

## ■ その他

### □ 呼び出し設備の設置

●受付を設置しない場合や職員が常駐していない受付は、インターホンや呼出しブザーなどをわかりやすい位置に設置する。

(配) 視覚障害者や聴覚障害者がインターホンの位置を認識できるよう配慮する。

### □ 夜間受付

○夜間でも明るくわかりやすい位置に配置する。

○昼間と経路が変わる場合は、わかりやすい案内表示をする。

## ■ 待合

### □ スペース

○必要な明るさを確保する。

○利用者数に応じた十分なスペースを確保する。

○車いす使用者やベビーカーを使用する子ども連れなどが利用しやすいスペースや通路幅を確保する。

□　待合の事例

# （4）浴室・シャワー室・更衣室



浴室は、転倒等の危険が大きな場所であり、安全性を確保するとともにだれもが円滑に利用できるようにします。

また、更衣室やシャワー室は、だれもがプライバシーを保つことができる空間を確保します。

- 浴室
  - 出入口
  - 脱衣室
  - 洗い場
  - 浴槽
  - その他設備
- シャワー室・更衣室
  - 出入口
  - 広さ等
  - ロッカー
  - その他設備

## ■ 浴室

### ■ 出入口

●幅は、車いす使用者に配慮し、90cm 以上とする。

●扉は引戸とする。

○段差は設けないものとする。

○出入口付近には、手すりを設置する。

### ■ 脱衣室

●床は、濡れても滑りにくい材料（仕上げ）とする。

(管) 濡れにより滑りやすい場所がないよう、適時チェック及び清掃を行う。

●脱衣かご・棚は、車いす使用者に配慮した高さ・形状とする。

(管) 通行の妨げとならないよう、いすを設置し、適時チェック及び適正配置を行う。

### ■ 洗い場

●段差は設けないものとする。

●床は、濡れても滑りにくい材料（仕上げ）とする。

○水栓の位置は、使いやすいものが選択できるよう、複数の高さのものを設ける。

○水栓は、温度調節機能付きレバー式とする。

○シャワーヘッド掛けは、高さを変えることのできる縦スライド式のものとする。

○出入口から 1 以上の水栓器具までは連続して手すりを設置する。

□ 浴室の全体イメージ

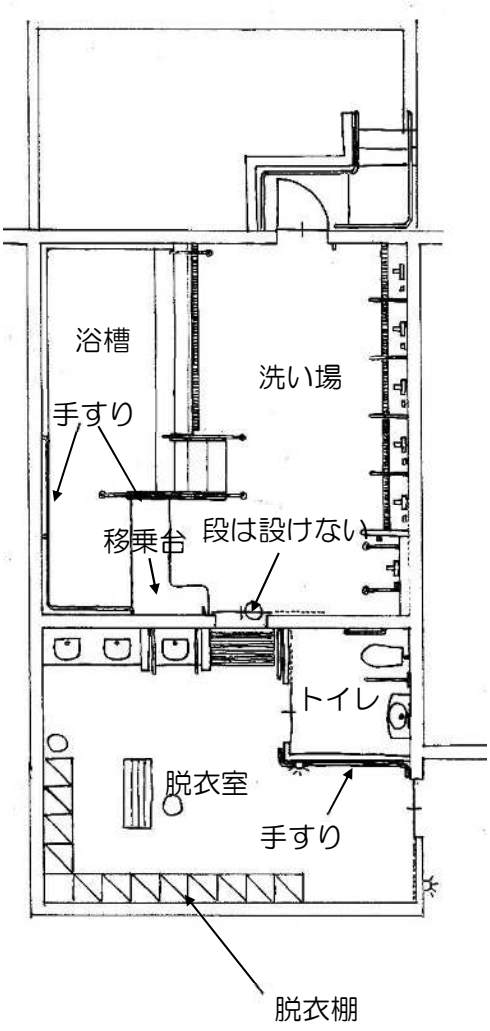

### ■ 浴槽

〇浴槽の出入口の 1 箇所以上には手すりを設置する。
〇浴槽の周囲に水平・垂直の手すりを設置する。
〇車いす使用者に配慮し、エプロンの 1 箇所以上に移乗台を設置する。

### ■ その他設備

〇浴室内外での温度差に配慮する。
〇緊急通報スイッチは、浴槽近くに設置する。
〇給湯機器は、給湯の温度調節機能付きのものを設ける。

## ■ シャワー室・更衣室

### ■ 出入口

●扉は引戸とする。
〇段差は設けないものとする。

### ■ 広さ等

〇通路は、120cm 以上とする。
(管) 通行の妨げとなる物を置かない。
●床は、濡れても滑りにくい材料（仕上げ）とする。
(管) 濡れにより滑りやすい場所がないよう、適時チェック及び清掃を行う。
(配) 更衣室、シャワー室には、車いすの転回ができる直径 150cm 以上のスペースを確保する。

### ■ ロッカー

(配) 車いす使用者に配慮し、幅員 180cm 以上の間隔で設ける。
〇ロッカーの高さは、車いす使用者の利用に配慮する。

### ■ その他設備

〇緊急通報スイッチを設置する。
〇シャンプーなどを置く棚のほかに、衣類、バスタオルなどを濡れない状態で置くことのできる棚、カゴ、フック等を設ける。
〇1 以上の更衣室、シャワー室の壁面には、水平手すりと垂直手すりを設置する。
〇シャワーヘッド掛けは、高さを変えることのできる縦スライド式のものとする。
(配) シャワー室には車いす使用者に配慮し、シャワーチェアを設ける。

# （5）客席・観覧席・舞台



だれもが舞台やスポーツを楽しめるよう、客席や観覧席はゆとりある段床を設けるとともに、舞台や楽屋を利用しやすい施設とします。

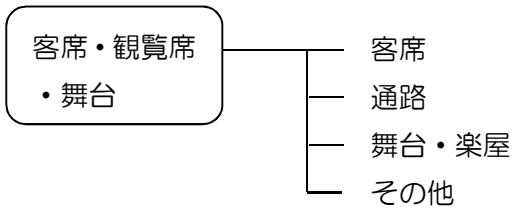


## ■ 客席

### □ 一般座席

○通路側の客席は、跳上げ式肘掛付き客席とする。

### □ 車いす対応の客席スペース

●舞台が見やすく、避難を考慮して出入口に容易に到達できる位置に設ける。

○車いす使用者客席は、1 台につき幅 90cm、奥行き 120cm 程度とする。

○車いす使用者が場所を選択できるよう複数箇所に設ける。

○介助等を考慮し、取外し座席などにより、同行者が隣接して観覧できる客席を設ける。

### □ その他

(配) 親子で一緒に楽しめるよう親子室を設ける。

(利) 妊婦や高齢者などに席をゆずる。

(管) 経路が分かりにくい場合には、職員が適切な誘導、案内を行う。

□　車いす対応の客席の断面イメージ

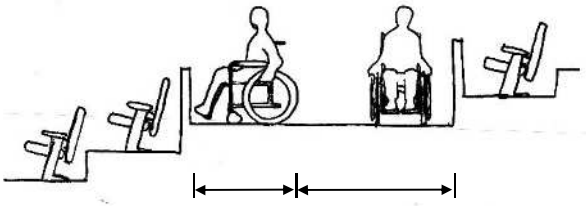


□　車いす対応の客席の平面イメージ

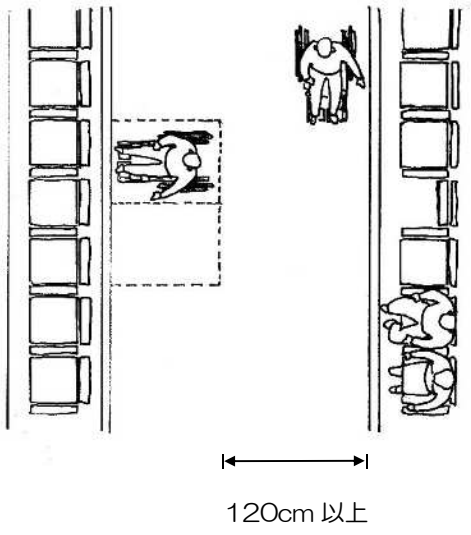


## ■ 通路

●車いす使用客席への通路に段差がある場合は、傾斜路を設ける。

○車いす使用者用客席が設けられている客席前後の通路は、幅員 120cm 以上とする。

○床は滑りにくい材料（仕上げ）とする。

○階段の段鼻は、視認性等を確保するため、明度、色相または彩度の差に配慮する。

(管) 雨などの濡れで、滑りやすくなっている場合、適時ふき取りを行う。

## ■ 舞台・楽屋

(配) 通路と舞台、舞台と客席の間に傾斜路又は昇降機を設ける。

〇楽屋間の移動は、車いすで移動できるようにする。
〇楽屋内は、車いす使用者の利用に配慮した、化粧台や更衣室とする。

## ■ その他

### □ 手すり

〇安全な移動に配慮し、手すりを壁面等に設置する。

### □ 照明設備

●安全に移動できるよう、適正な照度を確保する。

●階段や通路には、安全に移動できるよう足元灯を設ける。

### □ 視覚・聴覚障害者設備

配 施設の用途に応じ、磁気ループやＦＭ補聴装置、ＦＭ副音声放送装置等を設ける。

### □ その他

管 親子での利用が多い催しに際しては、ベビーカー置場を設ける。

# （6）ベビーケアルーム



乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に配置するとともに、プライバシーに配慮します。

ベビーケアルーム
- 位置等
- 設備等

## ■　位置等

●乳幼児連れ利用者が利用する施設に設ける。
●性別を問わず利用できるように配慮した位置に配置する。

配 授乳等のスペース数や規模は、施設用途等に応じたものとする。

## ■　設備等

●プライバシーに配慮した授乳やおむつの交換のできる空間とする。
●授乳のための椅子や乳幼児用おむつ交換台等を設ける。
●出入口付近には、授乳のできる場所であることを表示する。
●授乳のためのスペースには、施錠設備を設ける。
●乳幼児用おむつ交換台には落下防止措置を講じる。
●ベビーシートを設置する場合は折り畳み式とし、縦方向で使用できる位置とする。
○流し台を設ける。
○電気給湯ポットや電源式搾乳機等の使用を考慮した位置へコンセント設備を設ける。
○換気扇やエアコン設置等により快適な室内環境を確保する。

配 ベビーカーで入室できるよう配慮する。
管 快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。

□　ベビーケアルームの外観の事例

□　ベビーケアルームの内観の事例

□　乳幼児用おむつ交換台の事例

□　ベビーケアルームの設計例

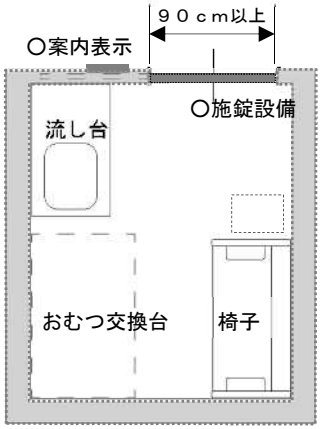


□　ベビーシートの事例

## （7）その他



**水飲み場などは、通行の支障にならないよう、わかりやすい位置に設けます。**

その他
- 水飲み場・自動販売機置場
- 湯沸室

### ■ 水飲み場・自動販売機置場

○わかりやすく、通行の支障にならない位置に配置する。

(管) 周辺に物を置かない。

### ■　湯沸室

○流し台は、立位でも車いすでも利用できる高さに設定する。

○水栓は、レバーハンドルとする。

(配) 流し台は、車いす使用者のフットレストが入るスペースを確保する。

## ３ 情報

情報は、施設を円滑に利用していただくためのもので、情報の入手方法により「視覚情報」「触覚情報」「音声情報」「人的対応」の４項目で構成されています。

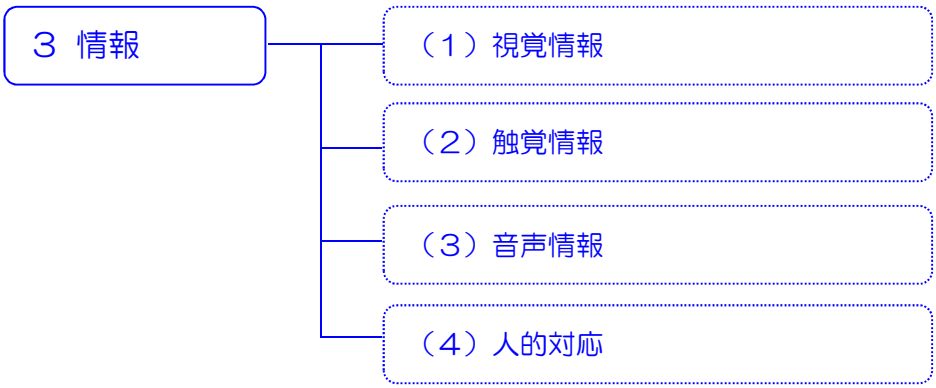

# （１）視覚情報　　3.情報

だれもが必要な視覚情報を提供されるよう、場所や状況にあった、わかりやすいサイン※１とします。

- 視覚情報
  - 設置場所
  - 設置方法
  - 表示内容
  - その他

※１：ここでいうサインとは案内板などのビジュアルサインのみを指します。

## ■　設置場所

〇案内表示は、だれもがわかりやすい位置に設置する。

〇受付やエレベーターホール等の動線の要所に設ける。

## ■　設置方法

### □ 設置の高さ

〇遠くから見る吊下型・突出型サインの設置高さは、車いす使用者や子ども等に配慮し、サイン取付下端を 2.4mとする。

〇近距離から見る壁付型サインの設置高さは、車いす使用者や子ども等に配慮し、壁付型の上端は 2.0m、点字を表示する場合は、中心が縦型で 1.35m、傾斜型で 1.0mとする。

□　吊下型・突出型サインのイメージ

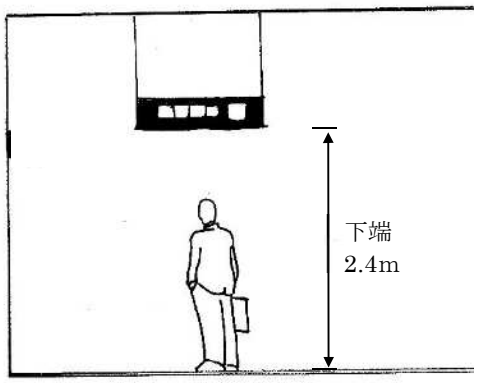


### □ 明るさ

〇室内のサイン面は、部屋の用途に応じて必要となる明るさを確保する。

〇逆光や反射グレア※2 が生じないよう、サイン仕上げや、照明器具及び照明位置に配慮する。

□　車いす使用者に配慮した壁付型サインのイメージ

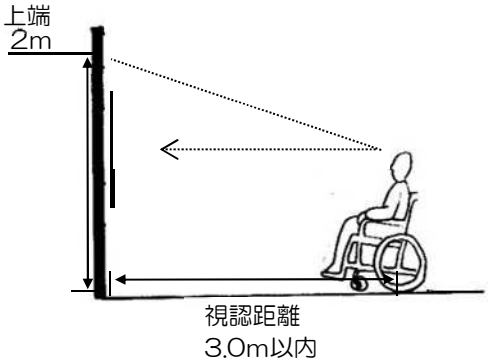


※2：反射グレアとは、明るい光源や窓が光沢のある表面で反射することによって生じるまぶしさのこと。

## ■　表示内容

### □　色彩

○高齢者や弱視者（ロービジョン）の見やすさを考慮し、図・文字と下地の明度差は５程度以上確保する。

○色弱者に配慮した色彩とする。

○日本産業規格（JIS）で定められた色彩のコード等を理解し、統一性のある色彩計画を行う。

### □　ピクトグラム（案内用図記号）

○だれもが直感的にわかるよう標準化されたピクトグラムを用いる。

＜標準化されたサインの例＞

①国際標準化機構の国際規格（ISO　7001）

②日本産業規格の国家規格（JIS　Z　8210）

### □　文字の書体

○遠くから見るサインは、UD ゴシック、角ゴシック系で太めの書体を使用する。

○近くで見るものや、ヌキ文字で表現する場合は、やや細めの書体を使用する。

配 全ての人が読みやすいフォントを使用する。

### □　表記言語

配 日本語を基本とし、必要な場所には英語やポルトガル語などを併記する。

配 「外国人利用の多い施設」は表記言語に配慮する。

### □　文字の調整

○文字間隔は広くとる。

配 遠くから見るサインの和文体は、平体とする。

### □　レイアウト

○ピクトグラムや矢印と文字の配置方法に統一性を持たせる。

○誘導サインや記名サインは短い言葉で簡潔に表示する。

## ■　その他

管 サインが見やすいよう、重要性の低い掲示物は適時はがすなど、サイン周辺の張り紙等を管理する。

□　明度差の例

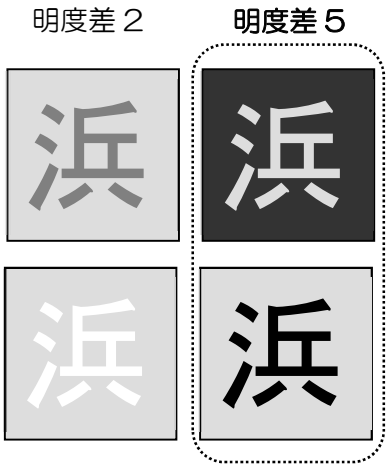


□　ピクトグラムの例

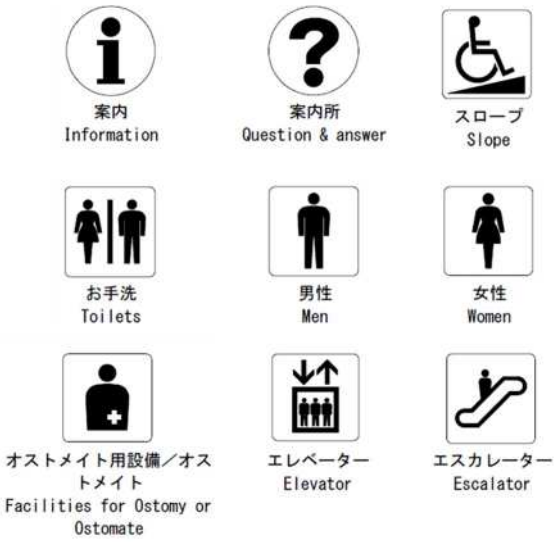


□　書体の例

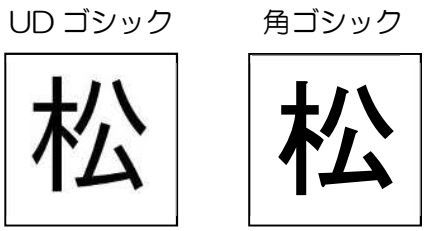


□　平体の例

# （2）触覚情報　3.情報

だれもが施設を円滑に利用できるよう、視覚障害者誘導用ブロックや点字、触知案内図を、施設に応じて適正に設置します。

- 触覚情報
  - 視覚障害者誘導用ブロック
  - 点字
  - 触知案内図
  - その他

## ■　視覚障害者誘導用ブロック

### □　設置場所

〇公共交通機関から人的対応を行う受付等まで敷設する。

〇エレベーターの操作ボタンの前には、点状ブロックを敷設する。

配 施設に応じ玄関からエレベーターの操作ボタン前の点状ブロックまで敷設する。

〇階段・踊り場及び傾斜路の上下端には、点状ブロックを敷設する。

〇建物の廊下、通路等での誘導のため、線状ブロックを必要な場所に敷設する。

配 触知案内図の前に、点状ブロックを敷設する。

### □　設置方法

〇点状ブロックは、注意を促す部分（道路と敷地境界、階段・踊り場や傾斜路の上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前等）や分岐部、屈曲部等に敷設する。

〇点状ブロックは、警告や注意喚起等の対象となる部分から 30cm 程度離れた位置に敷設する。

〇視覚障害者の空間認知性を考慮し、手すりや壁側へ敷設する。

〇車いす使用者等の動線とできる限り干渉しない位置に敷設する。

配 車いす使用者、ベビーカーの通行のしやすさ、高齢者のつまずき、荷物運搬台車等の移動性も考慮し、誘導ブロックだけではなく、触感や足音の違う床材の採用や手すりによる誘導も検討する。

□　エレベーターでの事例

□　設置の例

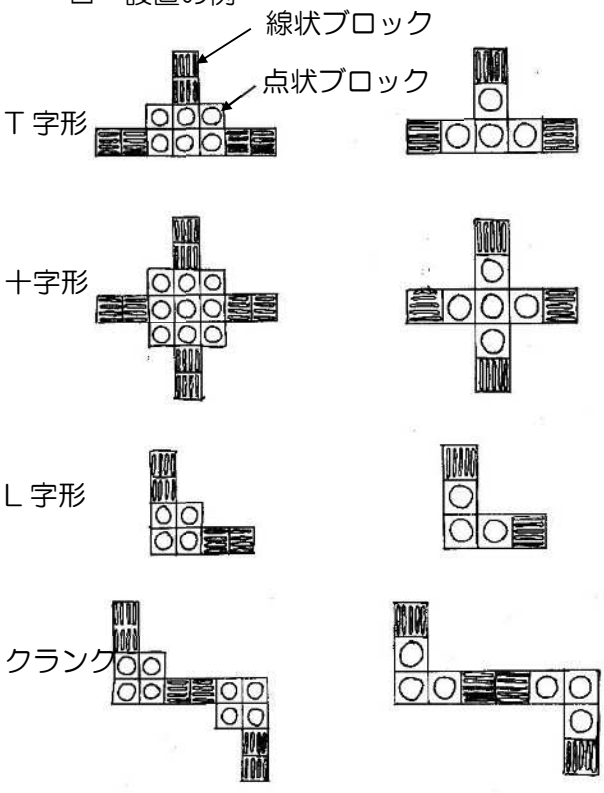

### □ 表示内容

○点状・線状ブロックは、「JIS T 9251」による形状のものを使用する。

○色は、黄色を原則とし、隣接する仕上げ材との明度差にも配慮する。

## ■ 点字

### □ 設置場所

○エレベーター等の操作ボタン、触知案内図などに設置する。

### □ 設置方法

○ボタン等には、押し間違えがないよう配慮し設置する。

### □ 表示内容

○多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供する。

## ■ 触知案内図

### □ 設置場所

○「玄関までの経路」や「玄関」、「トイレ」に必要に応じ設ける。

### □ 設置方法

○触りやすいように、できるだけ角度をつける。

### □ 表示内容

○アプローチ・玄関には、必要に応じて施設全体の状況が認知できる触知案内図を設ける。

○トイレ入口には、必要に応じてトイレ内の空間を認知するために触知案内図を設ける。

(配) 部屋名については、絵柄や文字を浮き出すことによって触ってわかるサインを設ける。

(管) 点字の設置箇所や触知図の手で触れる部分は常に清掃を行い、清潔にしておく。

## ■ その他

(管) 視覚障害者誘導用ブロック周辺には、障害物がないかチェックし、撤去を行う。

(利) 視覚障害者誘導用ブロック周辺には、自転車等の物を置かない。

(管) 点字のはがれ等がないかチェックし、補修する。

□ 触知案内図の事例

□ トイレの触知案内図の事例

# （3）音声情報　　3.情報

だれもが施設を円滑に利用できるよう、音声により目的地に誘導する機能や施設にあったサービス情報の提供を行います。

- 音声情報
  - 音響誘導装置
  - インターホン
  - 警報

## ■　音響誘導装置

### □　設備設置型誘導案内

○玄関の位置や受付までの経路を知らせる音響装置を設ける。

○エレベーターに音声案内を設ける。

(配) トイレの入口等では、必要に応じてチャイム等により移動経路を示す音響案内装置を設ける。

(配) 方向やサービス情報を音声により提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システム等を設ける。

□　設備設置型誘導案内の事例

### □　受信機型誘導案内

(配) 聴覚障害者の移動の円滑化や会議での利用を目的として、必要に応じて磁気誘導式等を設ける。

## ■　インターホン（構内専用電話）

●玄関に設置する。

○玄関に設置するインターホンは、カメラ付とする。

(配) 災害の発生を伝達し誘導するために、一時待機スペースやトイレ等に設置する。

(管) インターホンへの応答は、待たせることがないよう迅速に対応する。

(管) 利用の少ないインターホンについては、適時作動状況をチェックする。

□　玄関へのインターホンの事例

## ■　警報

(配) 自動車の出庫を知らせる警報装置を設ける。

# （４）人的対応　　３.情報

だれもが施設を円滑に利用できるよう、視覚情報や触覚情報、音声情報で対応が難しい場合には、施設職員が対応します。

## ■　人的対応（ソフト対応）

管 障害のある人の状態に応じて、施設職員が施設内の誘導、案内などを行う。

管 聴覚障害や言語障害がある人には、本人の意向を確認して、筆談などで対応する。

管 知的障害、精神障害、発達障害のある人には、相手の理解を確認し、簡潔にゆっくり分かりやすい言葉で話し、必要に応じてメモを書いて渡す。

管 点字、外国語による表記を行った施設内の案内パンフレットを用意する。

管 「不特定多数が利用する施設」には、手話や外国語のできる人の配置を検討する。

管 困っている人をみかけたら、声をかけて介助等を行う。

（参考）汎用的なお声がけの例

「何かお手伝いできることはありますか」

管 施設に用事はなくても、休憩やトイレ、カームダウン等のための利用について柔軟な対応をするとともに、その利用が可能であることを周知する。

□　受付の事例

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）

本法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるためのもので、平成２８年４月に施行されました。

本法律では、法的義務として「障害者への合理的な配慮」が求められています。なお、ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけでなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人が対象となります。

## ４ 共通設備

共通設備は、施設のなかで共通して利用される設備で、「手すり」「家具等」「ボタン・スイッチ・コンセント」の３項目で構成されています。

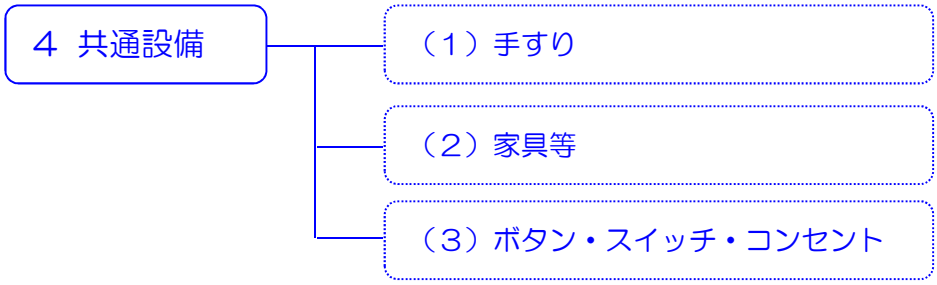

# （1）手すり



**高齢者や障害者等にとって、転倒防止や立上り補助、移動補助・誘導のために必要な設備であり、利用者に配慮して適切な場所に設けます。**

手すり
- 設置場所
- 階段・廊下等の設置方法
- 形状・材質
- その他

## ■ 設置場所

＜転倒防止、移動補助・誘導＞

●階段や廊下、傾斜路、通路に設置する。

＜立上り補助＞

●トイレや浴室、シャワー室、更衣室に設置する。

## ■ 設置方法

### □ 連続性

○手すりは、連続して設置する。

○消火設備等で分断されないよう配慮する。

(管) 手すり付近に障害物を置かない。

### □ 手すりの設置方法

●壁との間隔は、４～5cm 程度とする。

○握りながら移動できる支持方法とする。

### □ 高さ等

○２段の手すりを設置する。

○手すりの設置高さは、１ 本の場合 75～85cm とする。２段の場合には、上の手すりを 75～85cm とし、下の手すりを 60～65cm とする。

## ■ 形状・材質

○にぎりやすい形状とし、直径を３～４cm 程度とする。

○手すり端部への衝突防止や袖口の引っ掛け防止のため、端部は下又は壁方向に曲げる。

○耐久性や耐食性に優れ、冷たく感じない材質のものとする。

## ■ その他

(管) ぐらつきやささくれがないかチェックし、発見した場合は修繕を行う。修繕までの期間は、利用禁止や注意案内等の処置を行う。

□ 階段の手すりイメージ

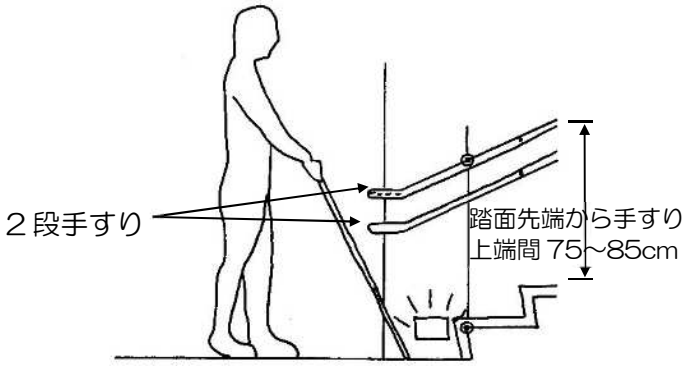


□ 廊下での手すりイメージ

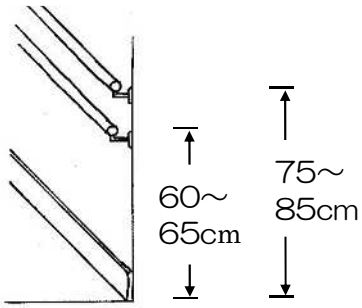


□ 廊下での手すり断面イメージ

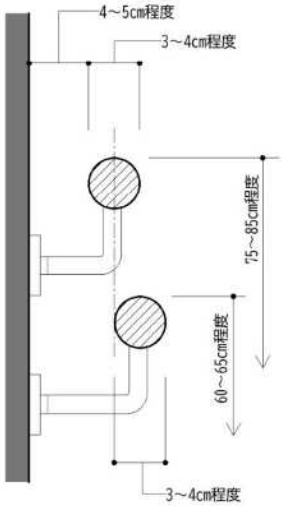

# （2）家具等

操作が簡単で、だれもが安全に利用できる、使いやすいものを設置します。展示ケースなどは見やすい高さに設置します。

家具等
- 家具類
- 棚等
- 水飲み機

## ■ 家具類

### □ 全体

○家具は角を丸くし、衝突時の危険を緩和する。

(改) 鋭角な角については、クッション材を取り付ける。

○地震等で転倒しないよう、転倒防止のための器具等を取り付ける。

### □ いす

(管) 立上がりに配慮し、肘掛け式いすとする。

(管) 立ち上がりが円滑に行える高さとする。

### □ テーブル

○車いすでも利用可能なテーブルを設ける。

□ 角を丸くしたカウンターの事例

## ■ 棚等

○高い場所にある棚は、下げて物を出し入れできるよう工夫する。

○低い収納は、キャスター等により引き出して、上から物を出し入れできるよう工夫する。

(管) ショーケース・陳列段は、車いす使用者や子どもにも見やすい高さや形状とする。

□ 水飲み機の事例

## ■ 水飲み機

○水飲み機を設ける場合は、子どもや車いす使用者が使いやすい高さのものを設置する。

(配) 必要に応じて、高さを２段階設けるようにする。

(管) 飲み位置の高い水飲み機で子ども用の台を設ける場合は、転倒に配慮して適正に管理する。

○車いす使用者が利用できる高さのものは、利用者の膝下が入るスペースを確保する。

□ 水飲み機のイメージ

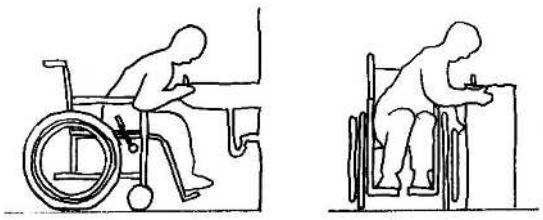

# （3）ボタン・スイッチ・コンセント



だれもが簡単に間違わずに操作できる形状や大きさのものを、使いやすく見やすい位置に設置します。

ボタン・スイッチ・コンセント
- 自動販売機等のボタン
- スイッチ類
- コンセント類

## ■　自動販売機等のボタン

(管) 支払い等の主要ボタンには点字表示を行う。

(管) 金銭投入口や操作ボタン、取出口等が、高さ 45～125cm 程度の範囲に収まる機種とする。

(管) 点字のはがれ、つぶれがないかチェックし、必要があれば修繕を行う。

(管) 車いす使用者や子どもに配慮した機種への変更を要請する。

□　自動販売機の事例

## ■　スイッチ類

○立位でも車いす使用者でも届く、110cm 程度の高さに設置する。

○設置高さ、位置は建物内で統一する。

○大型で使いやすいものにする。また、わかりやすい大きな文字で表示する。

(配) 点字表示、浮き文字表示を行う。

(配) 暗い場所でも位置がわかるようパイロットランプ付きのものを設置する。

(管) 多種のスイッチがある場合、文字にて表示を行う。

## ■　コンセント類

○立位でも車いす使用者でも届く、40cm 程度の高さに設置する。

○設置高さ、位置は建物内で統一する。

# 5 避難

## （1）避難（非常時）　5.避難

避難を円滑にするため、わかりやすい動線計画とし、ゆとりあるスペースを確保するとともに、避難経路には段差を設けないようにします。

- 伝　達
  - 非常用警報装置等
- 誘　導
  - 非常連絡装置
  - 避難誘導装置
  - 避難経路
  - 一時待機スペース

### ■　伝達

#### ■　非常用警報装置等

●消防法の規定による非常放送設備を設置する。

●非常放送設備は、火災報知機などと連動した自動放送設備とする。

○光による警報装置（フラッシュライト等）を設置する。

配 利用室やエレベーターには、聴覚障害者に配慮し、災害発生を知らせるモニターを設置する。

配 外国語による館内放送設備を設ける。

□　エレベーターのモニターの事例

### ■　誘導

#### ■　非常連絡装置

配 利用者が単独で利用するトイレ等のスペースには、非常連絡装置を設置する。

#### ■　避難誘導装置

○避難用誘導灯は、煙を避けるため低姿勢となっても避難方向がわかるよう、床面や腰の高さのものを併設する。

○避難用誘導灯は、視覚障害者に配慮し、音声装置を併設したものを設置する。

□　点滅式誘導音付加誘導灯のイメージ

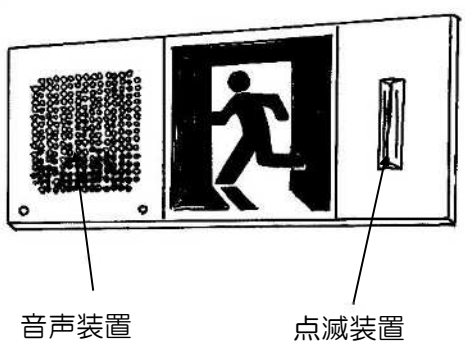

○非常口誘導灯は、聴覚障害者に配慮し、発光点滅装置を併設したものを設置する。

(配) 光走行式避難誘導装置（光源列を避難方向に沿って配置し、これらを順次点滅させて避難口へ誘導する装置）を設置する。

(配) 外国語による音声装置を設置する。

□　光走行式避難誘導装置の事例

## ■　避難経路

●避難経路には、段差を設けない。

●避難経路の扉は、開けやすい形式とする。

○防火戸は、有効幅員 90cm 以上とし、弱い力でも開けやすく、通りやすいものとする。

○避難経路のガラスは、安全ガラスや飛散防止フィルム張りとするなどの対策を行う。

(管) 避難経路に物を置かない。特に扉周辺には注意する。

## ■　一時待機スペース

○垂直移動が困難な利用者が安全に救助を待つことができる場所として、一時待機スペースを各階に確保する。

○一時待機スペースの表示を行う。

○インターホン（非常連絡装置）を設置する。

□　一時待機スペースのイメージ

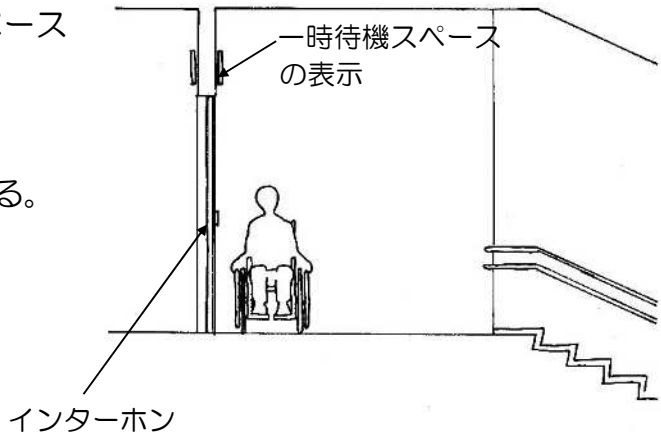

# Ⅲ. 管理

## 1．UDに関連した管理について

UDに関連した管理について、移動空間、生活空間、情報、共通設備、避難に分け整理します。管理者は、これらの項目を遵守して施設管理をしなければなりません。

1.移動空間

| | | |
|---|---|---|
| （1）玄関までの経路 | 敷地出入口 | ・街路樹でサインが隠れないよう管理を行う。<br>・樹木の成長により見通しが悪くならないよう植栽計画及び管理を行う。 |
| | 歩行者通路 | ・歩行者通路には物を置かない。<br>・落ち葉ですべって転ばないよう、歩行者通路の清掃をこまめに行う。<br>・落ち葉等により排水が詰まらないよう、側溝の清掃を行う。 |
| （2）駐車場 | 駐車スペース | ・一般の方の身体障害者専用駐車場への駐車に対し移動を指示する。 |
| （3）玄関（出入口） | 形状 | ・マットで点状・線状誘導用ブロックを覆わないようにする。 |
| | ガラスへの配慮 | ・ガラス面に対する衝突防止のための注意喚起を促す措置を行う。 |
| | 案内 | ・人が配置されていない施設については、呼び出しブザー等を設置する。<br>・サインが見やすいよう、重要性の低い掲示物は適時はがすなど、サイン周辺の張り紙等を管理する。 |
| | その他 | ・雨天時は、玄関付近の床が滑らないよう清掃を行う。<br>・玄関付近に車いすを装備する。<br>・快適な利用ができるよう、車いすのメンテナンスを定期的に行う。 |
| （4）廊下 | 形状 | ・廊下に物を置かない。 |
| | 設備 | ・手すり付近には、歩行を妨げる障害物を置かない。 |
| | その他 | ・滑ったりつまずいたりしないよう、定期的に清掃する。<br>・掲示物は、決められた場所以外には掲示しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （5）階段 | 照明 | | ・利用の多い階段で、外光による照度の確保が難しい場合は、照明は常時点灯とする。その他の階段についても、スイッチをわかりやすく表示する。 |
| （6）エレベーター等 | エレベーター | ロビー | ・乗り場ボタン前にごみ箱、看板等を置かないよう注意する。 |
| | | 操作盤及び操作ボタン | ・点字表示のはがれ落ち、つぶれがないかチェックする。 |
| | エスカレーター | その他 | ・くし板や段鼻部を認識しやすいよう、黄色等の彩色部の清掃を行い、弱視者や高齢者が踏板へ容易に乗り移れるよう配慮する。 |
| （7）屋内の出入口 | 幅員等 | | ・出入口付近には、通行の妨げとなる物を置かない。 |

2.生活空間

| | | | |
|---|---|---|---|
| （1）トイレ・洗面 | トイレブース | | ・汚物入れを設置する。 |
| | その他 | | ・快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。<br>・衛生材料（トイレットペーパー、石鹸等）の補充・点検を行う。 |
| （2）バリアフリートイレ | その他設備 | 汚物入れ | ・大きめのものを設置する。 |
| | その他 | | ・快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。<br>・衛生材料（トイレットペーパー、石鹸等）の補充・点検を行う。<br>・「目的外利用の多い施設」については、巡回等により適正使用を促す。 |
| （3）窓口（待合） | 案内 | | ・「障害者や外国人の利用の多い施設」については、手話や外国語のできる職員を配置する。 |
| （4）浴室・シャワー室・更衣室 | 浴室 | 脱衣室 | ・濡れにより滑りやすい場所がないよう、適時チェック及び清掃を行う。<br>・通行の妨げとならないよう、いすを設置し、適時チェック及び適正配置を行う。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | シャワー室・更衣室 | 広さ等 | ・通行の妨げとなる物を置かない。<br>・濡れにより滑りやすい場所がないよう、適時チェック及び清掃を行う。 |
| （５）客席・観覧席・舞台 | 客席 | | ・経路が分かりにくい場合には、職員が適切な誘導、案内を行う。 |
| | 通路 | | ・雨などの濡れで、滑りやすくなっている場合、適時ふき取りを行う。 |
| | その他 | | ・親子での利用の多い催しに際しては、ベビーカー置場を設ける。 |
| （６）ベビーケアルーム | 室内 | | ・快適に利用できるよう、定時的に清掃を行う。 |
| （７）その他 | 水飲み場・自動販売機置場 | | ・周辺に物を置かない。 |

３.情報

| | | |
|---|---|---|
| （１）視覚情報 | その他 | ・サインが見やすいよう、重要性の低い掲示物は適時はがすなど、サイン周辺の張り紙等を管理する。 |
| （２）触覚情報 | 触知案内図 | ・点字の設置箇所や触知図の手で触れる部分は常に清掃を行い、清潔にしておく。 |
| | その他 | ・視覚障害者誘導用ブロック周辺には、障害物がないかチェックし、撤去を行う。<br>・点字のはがれ等がないかチェックし、補修する。 |
| （３）音声情報 | インターホン | ・インターホンへの応答は待たせることがないよう、迅速に対応する。<br>・利用の少ないインターホンについては、適時作動状況をチェックする。 |

| | |
|---|---|
| （４）人的対応 | ・障害のある人の状態に応じて、施設職員が施設内の誘導、案内などを行う。<br>・聴覚障害や言語障害がある人には、本人の意向を確認して、筆談などで対応する。<br>・知的障害、精神障害、発達障害のある人には、相手の理解を確認し、簡潔にゆっくり分かりやすい言葉で話し、必要に応じてメモを書いて渡す。<br>・点字、外国語による表記を行った施設内の案内パンフレットを用意する。<br>・不特定多数が利用する施設には、手話や外国語のできる人の配置を検討する。<br>・困っている人をみかけたら、声をかけて介助等を行う。 |

４.共通設備

| | | |
|---|---|---|
| （１）手すり | 階段・廊下等の設置方法 | ・手すり付近に障害物を置かない。 |
| | その他 | ・ぐらつきやささくれがないかチェックし、発見された場合は修繕対応を行う。また、修繕までの期間は、利用禁止や注意案内等の処置を行う。<br>・点字のはがれがないかチェックし、必要があれば修繕を行う。 |
| （２）家具等 | 水飲み機 | ・飲み位置の高い水飲み機で、子ども用の台を設ける場合は、転倒に配慮し、適正に管理する。 |
| （３）ボタン・スイッチ・コンセント | 自動販売機等のボタン | ・点字のはがれ、つぶれがないかチェックし、必要があればを行う。<br>・車いす使用者や子どもに配慮した機種への変更を要請する。 |
| | スイッチ類 | ・多種のスイッチがある場合、文字にて表示を行う。 |

５.避難

| | |
|---|---|
| 避難経路 | ・避難経路に物を置かない。特に扉周辺には注意する。 |

# Ⅳ. 資料

本指針の「数値基準」を関連する条例や法律の数値と比較しています。

【 移動空間 】

| | 指針の数値 | 福祉のまちづくり条例<br>（施設整備ﾏﾆｭｱﾙ） | バリアフリー法<br>（建築設計標準） | バリアフリー法誘導基準 | 適　用 |
|---|---|---|---|---|---|
| **玄関までの経路** | | | | | |
| 歩道と車道の段差 | **2 cm** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | やむをえず段差をつける場合 |
| 車道側への傾斜 | **2 %** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| 側溝の蓋の溝 | **9 mm 以下** | 無<br>（無） | 無<br>（ﾋﾟｯﾁ１．５ cm、隙間１ cm 以下） | 無 | ﾊｲﾋｰﾙのかかとを考慮 |
| 歩行者通路の幅 | **１８０ cm 以上** | １２０ cm 以上<br>（１２０ cm 以上） | １２０ cm 以上<br>（１８０ cm 以上） | １８０ cm 以上 | 車いすのすれ違い |
| 傾斜路（ｽﾛｰﾌﾟ） | **1/15 以下** | 1/12 以下<br>（1/12 以下） | 1/12 以下<br>（1/15 以下） | 1/15 以下 | 1/15 に配慮する |
| 車路の幅員 | **６ m 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| **駐車場** | | | | | |
| 身体障害者用駐車場の数 | **2%かつ1台以上** | 1 台以上<br>（1 台以上） | 1 台以上<br>（200 台以下：2%以上<br>200 台超え：1%+2 以上） | 200 台以下：2%以上<br>200 台超え：1%+2 以上 | |
| | **3%以上かつ複数台** | | | | 車いす使用者が多い施設 |
| 同上駐車場の幅 | **３５０ cm 以上** | ３５０ cm 以上<br>（３５０ cm 以上） | ３５０ cm 以上<br>（３５０ cm 以上） | ３５０ cm 以上 | |
| 同上駐車場の奥行き | **５５０ cm 以上** | 無<br>（５５０ cm 以上） | 無<br>（無） | 無 | |
| 同上駐車場の後方 | **３００ cm 以上** | | ３００ cm 以上<br>（３００ cm 以上） | | |
| 同上駐車場の乗降幅 | **１００ cm 以上** | 無<br>（１４０ cm 以上） | 無<br>（無） | 無 | |
| 一般駐車場の幅 | **２５０ cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（２５０ cm 程度） | 無 | |
| 思いやり駐車場の幅 | **３００ cm 以上** | 無<br>（無） | 無２５０ cm 程度<br>（２５０ cm 程度） | 無 | |
| **玄関** | | | | | |
| 出入口扉の前後 | **１５０ cm 角以上** | 無<br>（１５０ cm 角以上） | 無<br>（１４０ cm 角以上） | 無 | 車いすの出入りに配慮 |
| 主要出入口扉の幅 | **１２０ cm 以上** | ８０ cm 以上<br>（８０ cm 以上） | ８０ cm 以上<br>（１２０ cm 以上） | １２０ cm 以上 | |
| 一般出入口扉の幅 | **９０ cm 以上** | ８０ cm 以上<br>（８０ cm 以上） | ８０ cm 以上<br>（９０ cm 以上） | ９０ cm 以上 | |
| **廊下** | | | | | |
| 廊下の幅 | **１２０ cm 以上** | １２０ cm 以上<br>（１２０ cm 以上） | １２０ cm 以上<br>（１８０ cm 以上） | １８０ cm 以上 | |
| | **１８０ cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | 車いす使用者が多い施設 |
| 端末付近の幅 | **１５０ cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| 傾斜路（ｽﾛｰﾌﾟ） | **1/12 以下** | 1/12 以下<br>（1/12 以下） | 1/12 以下<br>（1/12 以下） | 1/12 以下 | |

| 【 移動空間 】 | 指針の数値 | 福祉のまちづくり条例<br>（施設整備マニュアル） | バリアフリー法<br>（建築設計標準） | バリアフリー法誘導基準 | 適　用 |
|---|---|---|---|---|---|
| **階段** | | | | | |
| 階段の幅 | **１４０　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（１４０　cm 以上） | １４０　ｃm以上 | |
| 蹴上 | **１６　cm 以下** | 無<br>（無） | 無<br>（１６　cm 以下） | １６　cm 以下 | |
| 踏面 | **３０　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（３０　cm 以上） | ３０　cm 以上 | |
| 手すりの終端部延長 | **４５　cm 以上** | 無<br>（４５　cm 以上） | 無<br>（４５　cm 以上） | 無 | 段の終わりから |
| **エレベーター** | | | | | |
| ロビーの広さ | **１８０　cm 角以上** | １５０　cm 角以上<br>（１５０　cm 角以上） | １５０　cm 角以上<br>（１８０　cm 角以上） | １８０　cm 角以上 | 車いすの回転を考慮 |
| 扉の幅 | **９０　cm 以上** | ８０　cm 以上<br>（８０　cm 以上） | ８０　cm 以上<br>（９０　cm 以上） | ９０　cm 以上 | |
| かごの規模 | **11 人乗り以上<br>(間口 140cm、<br>奥行 135 cm 以上)** | 奥行１３５　cm 以上<br>（奥行１３５　cm 以上） | 奥行１３５　cm 以上<br>（奥行１３５　cm 以上） | 奥行１３５　cm 以上 | |
| かごの規模<br>（多数の方が利用） | **13 人乗り以上<br>(間口 160cm、<br>奥行 135 cm 以上)** | 床面積１.８３　㎡以上<br>（床面積１.８３　㎡以上） | 幅１４０　cm 以上<br>（幅１６０　cm 以上） | 幅１６０　cm 以上 | |
| 操作ボタンの高さ | **１００　cm 程度** | 無<br>（９０-１００cm） | 無<br>（１００　cm 程度） | 無 | |
| 手すりの高さ | **７５-８５　cm 程度** | 無<br>（７５-８５cm） | 無<br>（７５-８５cm） | 無 | |
| 手すり | **２　段** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| **エスカレーター** | | | | | |
| 踏み段の水平部 | **３　枚以上** | 無<br>（３　枚以上） | 無<br>（３　枚以上） | 無 | |
| 移動手すりの水平部 | **先端からくし板<br>７０　cm 程度** | 無<br>（水平部分<br>１２０　cm 以上） | 無<br>（先端からくし板<br>７０　cm 程度） | 無 | |
| 乗降誘導固定手すり | **１００　cm 以上** | 無<br>（１００　cm 以上） | 無<br>（１００　cm 以上） | 無 | 手すりの前後 |
| **出入口** | | | | | |
| 部屋の出入口の幅 | **９０　cm 以上** | ８０　cm 以上<br>（８０　cm 以上） | ８０　cm 以上<br>（９０　cm 以上） | ９０　cm 以上 | |
| 出入口の前後 | **１５０　cm 角以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | 車いすを考慮 |
| 把手の高さ | **９０　cm 程度** | 無<br>（８５-９０cm） | 無<br>（９０　cm 以上） | 無 | |
| 全面ガラスの補強 | **３５　cm 程度** | 無<br>（３５　cm） | 無<br>（無） | 無 | 床上の高さ |

【 生活空間 】

| | 指針の数値 | 福祉のまちづくり条例<br>（施設整備ﾏﾆｭｱﾙ） | バリアフリー法<br>（建築設計標準） | バリアフリー法誘導基準 | 適　用 |
|---|---|---|---|---|---|
| **トイレ・洗面** | | | | | |
| ﾄｲﾚﾌﾞｰｽの扉の幅 | **６５　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（６５　cm 以上） | 無 | |
| 小便器の手すり | **１　箇所以上** | 無<br>（１　箇所以上） | 無<br>（１　箇所以上） | 無 | |
| 洗面の手すり | **１　箇所以上** | 無<br>（１　箇所以上） | 無<br>（１　箇所以上） | 無 | |
| 鏡の大きさ | **１００ｃm以上** | 無<br>（無） | 無<br>（１００cm 程度） | 無 | |
| **バリアフリートイレ** | | | | | |
| 車いすで回転<br>できるスペースの確保 | **直径１８０cm 以上<br>の円が内接できる程度** | 十分な空間<br>（直径１５０cm 以上） | 十分な空間<br>（直径１５０cm 以上（床面積２０００㎡以上の建築物の場合は直径１８０cm 以上）） | 十分な空間 | スペースの確保が難しい場合は<br>１５０cm 程度 |
| 出入口 | **９０　cm 以上** | ８０　cm 以上<br>（８０　cm 以上） | ８０　cm 以上<br>（９０　cm 以上） | ８０　cm 以上 | |
| 鏡の大きさ | **１００ｃm以上** | 無<br>（９０cm 以上） | 無<br>（１００cm 程度） | 無 | |
| **窓口（待合）** | | | | | |
| 受付ｶｳﾝﾀｰの高さ | **７０-７５　cm 程度** | 無<br>（７０　cm 程度） | 無<br>（７０-７５　cm 程度） | 無 | ローカウンター |
| 受付ｶｳﾝﾀｰの下部 | **６５-７０　cm 程度** | 無<br>（６０-６５cm 程度） | 無<br>（６５-７０cm 程度） | 無 | ローカウンター |
| 受付ｶｳﾝﾀｰの奥行き | **４５　cm 程度** | 無<br>（４５　cm 以上） | 無<br>（４５　cm 以上） | 無 | ローカウンター |
| **浴室・ｼｬﾜｰ室・更衣室** | | | | | |
| ｼｬﾜｰ室までの通路幅 | **１２０　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | 廊下に同じ |
| ｼｬﾜｰ室の広さ（直径） | **１５０　ｃm以上** | 無<br>（無） | 無<br>（１５０cm 角以上） | 無 | 車いす使用者のため１箇所以上 |
| ロッカー室の通路 | **１８０　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| **客席・観覧席・舞台** | | | | | |
| 車いす使用者の客席 | **９０　cm 程度** | 無<br>（８５　cm 以上） | ９０　cm 以上<br>（９０　cm 以上） | 無 | |
| 同上の奥行き | **１２０　cm 程度** | 無<br>（１１０　cm 以上） | １３５　cm 以上<br>（１３５　cm 以上） | 無 | |
| 通路の幅 | **１２０　cm 以上** | 無<br>（１２０　cm 以上） | 無<br>（１２０　cm 以上） | 無 | |

【 情　報 】

| | 指針の数値 | 福祉のまちづくり条例<br>（施設整備ﾏﾆｭｱﾙ） | バリアフリー法<br>（建築設計標準） | バリアフリー法誘導基準 | 適　用 |
|---|---|---|---|---|---|
| **視覚情報** | | | | | |
| サインの取付け下端 | **２４０　cm** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| 壁付サインの上端 | **２００　cm** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| 点字サインの中心 | **１３５　cm** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| 点字サインの傾斜型 | **１００　cm** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |
| **触覚情報** | | | | | |
| 点字ブロックの位置 | **３０　cm 程度** | 無<br>（無） | 無<br>（３０　cm 程度） | 無 | 警告箇所からの距離 |
| **手すり** | | | | | |
| 壁との間隔 | **4-5　cm 程度** | 無<br>（5-6　cm 程度） | 無<br>（4-5　cm 程度） | 無 | |
| １段の場合の高さ | **７5-8５　cm** | 無<br>（７5-８５　cm） | 無<br>（７5-８５　cm） | 無 | |
| ２段の場合の下段 | **６0-6５　cm** | 無<br>（６０-６５　cm） | 無<br>（６０-６５　cm） | 無 | |
| 形状（直径） | **3-4　cm 程度** | 無<br>（上段　3.8-4.5cm）<br>無<br>（下段　3.2-4.0cm） | 無<br>（3-4　cm 程度） | 無 | |
| **ﾎﾞﾀﾝ・ｽｲｯﾁ・ｺﾝｾﾝﾄ** | | | | | |
| 自動販売機等 | **４5-１２5cm 程度** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | 操作・取り出し部分 |
| スイッチの高さ | **１１０　cm 程度** | 無<br>（１１０　cm 程度） | 無<br>（１１０　cm 程度） | 無 | 照明など |
| コンセントの高さ | **４０　cm程度** | 無<br>（３５　cm 程度） | 無<br>（４０　cm 程度） | 無 | |
| **避難** | | | | | |
| 防火扉の幅 | **９０　cm 以上** | 無<br>（無） | 無<br>（無） | 無 | |

注）上記表の（　）内の数値は、ユニバーサルデザイン化を図るうえで参考とすべき数値等を記載しています。

◇関連法令

- 静岡県福祉のまちづくり条例　〔平成７年 10 月公布〕
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
  〔令和７年６月改正〕

◇参考とした図書

- 静岡県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　〔平成８年１月発行〕
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　〔令和７年５月改正〕

# Ⅴ. 指針策定の経緯と参考資料

## １．市民参画による指針策定の経緯

本指針は、施設の利用者である市民の幅広い参画により、使いやすさのアイデアや提案をいただきながら指針づくりに取り組む必要があるとの考え方から、公募市民や市民団体、専門家の参画による「公共建築物ＵＤ指針策定部会」を設置し、事例の研究やワークショップによるきめ細かな配慮指針の検討を行いながら作成しました。

また、幅広く市民ニーズを反映するため、ユニバーサルデザインに関してこれまでに実施した市民意識調査結果を指針に反映するとともに、市民への情報公開と意見募集、意見集約を図るため、ホームページや広報等によるパブリックコメント※を実施しました。

ユニバーサルデザイン指針の策定体制と市民参画

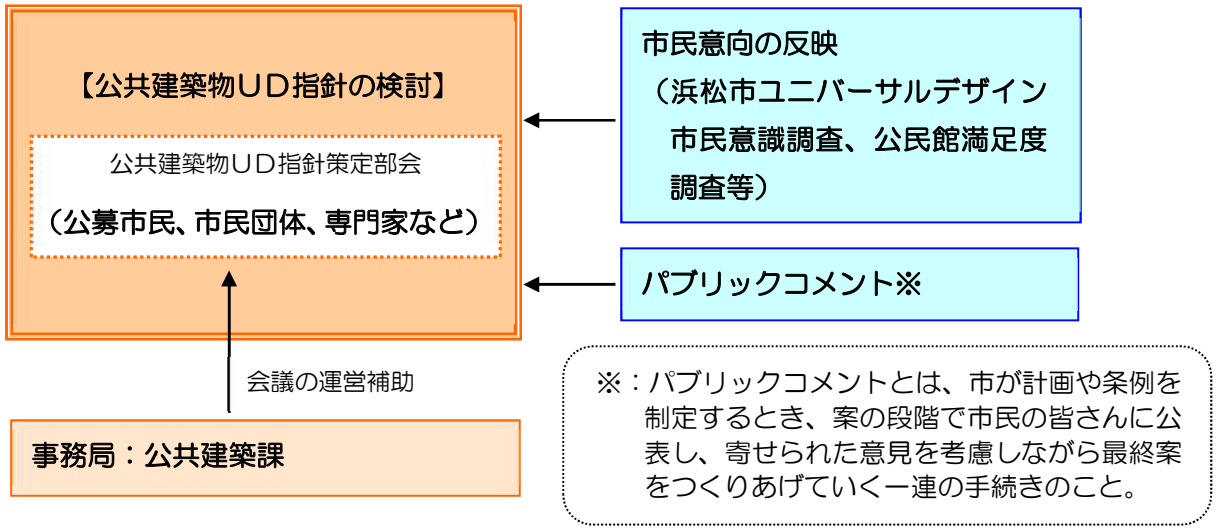

## 2. 指針策定部会

□　指針策定部会会議スケジュール

| 年・月・日 | 内　　容 |
|---|---|
| 平成１６年　８月１６日 | 第１回指針策定部会<br>委員の委嘱及び指針についての関連計画、基準の整理 |
| 平成１６年１０月　５日 | 第２回指針策定部会<br>既設公民館ＵＤ度調査によるワークショップ |
| 平成１６年１１月　２日 | 第３回指針策定部会<br>既設建築物調査結果報告及びＵＤ指針について |
| 平成１６年１２月　１日 | 第４回指針策定部会<br>ＵＤ指針案についての内容詳細の検討 |
| 平成１７年　２月２１日 | 第５回指針策定部会<br>ＵＤ指針の内容及びパブリックコメントによる意見の検討 |

□　指針策定部会委員名簿（敬称略　五十音順）

| | |
|---|---|
| 会　長　古瀬　　敏 | 静岡文化芸術大学教授 |
| 副会長　井上　　泉 | （社）静岡県建築士事務所協会 |
| 朝元　　百 | 学校法人　アソカ学園 |
| 井ノ上美津恵 | 浜松 NPO ネットワークセンター |
| 内田　宏康 | NPO 福祉のまちづくり市民ネットワーク |
| 杉浦　政紀 | （社）浜松建設業協会 |
| 手塚　正一 | （社）静岡県設備設計協会 |
| 原田　博子 | 公募市民 |
| 藤谷　　實 | 公募市民 |
| 山崎　律子 | 社会福祉法人　聖隷三方原病院 |

# 公共建築物ユニバーサルデザイン指針の意義と今後に向けて

会長　　古瀬　　敏

建物や施設を使いにくい、あるいは使えない、といった場面に出会うことなどふつうは想像もしないでしょう。でも、歳を取ったりあるいは身体がたまたま不自由だったりすると、そうしたことに頻繁に出くわしますし、体調が思わしくない時、あるいは小さな子供を抱えているときなどは、誰でも同じような状況に陥りますが、これは本来あってはならないことです。

このため、これまで放置されていたこのような諸問題を解決するため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針はつくられました。

しかしながら、実現することは容易なことではありません。現在では、古い建物を取り壊して建て替えるのは困難になっていて、多くの場合、すでにできている建物を改修して大切に使っていかなければなりませんから、大きな制約があることも少なくありません。

さらに、巨大地震に備えて耐震改修もしなければなりませんし、不用意な方法を用いることでシックビルの問題が出ても困ります。

ユニバーサルデザインを達成するには、こうした課題を同時に解決する必要がありますが、その実現が図られるようにと思いを込めてここに指針を提案します。何といっても皆さんの税金でつくった建物ですから、大切に使っていけるよう、いっしょにがんばりましょう。

## 3. 参考資料

【参考文献】

＜浜松市＞

U・優住まいづくりプラン

＜静岡県＞

静岡県ユニバーサルデザインを活かした建築設計

静岡県福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

＜その他公的＞

高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準

岩手県まちづくりユニバーサルデザインガイドライン

熊本県ユニバーサル建築ガイドライン

＜その他一般＞

ユニバーサルデザインとはなにか

ユニバーサルデザインへの挑戦

図解バリアフリーの建築設計

都市交通のユニバーサルデザイン

【参考とした施設】

＜市内施設＞

浜松市役所本庁舎

いきいきプラザ天竜川

東部協働センター

西部協働センター

高台協働センター

都田図書館

浜松こども館

＜市外施設＞

国際障害者交流センター（ビック　アイ）

羽田空港　第２旅客ターミナル

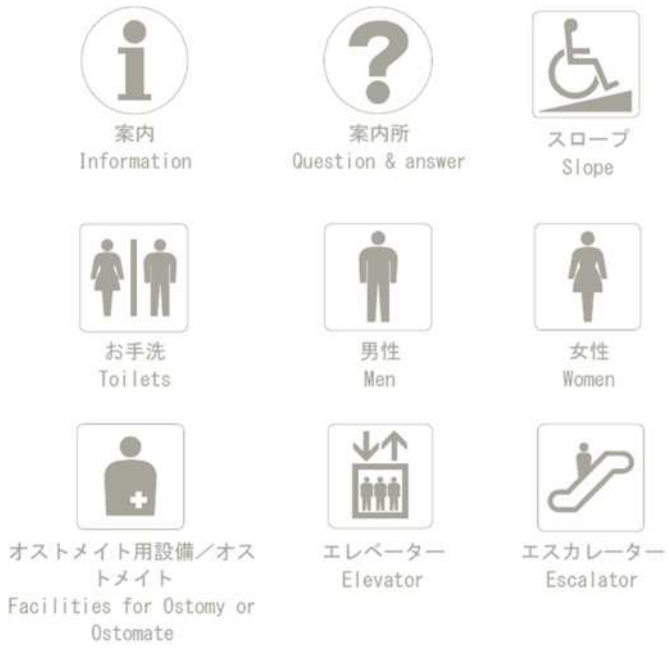


浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針

平成１７年３月　発行
令和　３年３月　改訂
令和　５年３月　改訂
令和　７年３月　改訂
令和　８年３月　改訂

編集・発行　浜松市財務部公共建築課
〒430-8652　浜松市中央区元城町１０３－２
電話　０５３－４５７－２４６１
E-mail
kokyoken@city.hamamatsu.shizuoka.jp